

細部名	債権名	所属名	分類 番号	平成23年度決算時		平成24年度決算時		合計		平成23年度 未収入未済額の処理状況			左のうち、平成24年度 新規債務者に係るもの						
				整理 番号	詳細合計	所属別	整理 番号	詳細合計	所属別	整理 番号	収入済	測定減額	不納欠損	債務者数	金額				
																細部合計	所属別	細部合計	所属別
(恩特)行或財産使用料	44 (恩特)行政財産使用料	76 中北林務環境事務所	公法	112	27,266	27,266	738	738	0	738	738	0	0	0	0	0			
(恩特)土地貸付料	45 (恩特)土地貸付料	77 中北林務環境事務所	私法	113	28,206,186	28,206,186	15,415,893	15,415,893	6,584,953	6,584,953	22,000,946	22,000,946	5,681,341	0	7,108,852	16	4,980,734		
(恩特)雑入	違約金及び延納利息 建物撤去・土地明渡し請求費 恐に係る建物強迫撤去請求 和料に係る滞納管付料の 納入に係る利息等 林産物(珪石)売却金	78 中北林務環境事務所	私法	114	2,832,487	2,832,487	2,659,750	2,659,750	134,156	134,156	2,793,906	2,793,906	172,737	0	0	0	7	110,424	
		79 果有林課	私法	115	6,593,217	2,935,800	2,935,800	134,156	0	0	6,399,656	2,933,800	0	0	0	0	0	0	
		80 中北林務環境事務所	私法	116	569,930	569,930	569,930	0	0	0	569,930	569,930	0	0	0	0	0	0	
恩賜県有財産特別会計合計					34,826,669	34,826,669	21,582,211	21,582,211	6,719,109	6,719,109	28,301,320	28,301,320	5,880,606	0	7,363,852	23	5,091,158		
母子福祉資金貸付金(元 金)	母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	81 児童家庭課	私法	118	2,969,359	2,969,359	2,823,793	2,823,793	27,338	27,338	2,851,131	2,851,131	145,566	0	0	0	0	0	
		82 中北保健福祉事務所【本所】	私法	119	87,743,054	87,743,054	82,660,672	82,660,672	6,123,752	6,123,752	88,784,424	88,784,424	5,047,466	34,916	0	0	20	539,975	
		83 東保健康福祉事務所	私法	120	128,741,207	11,566,555	117,587,909	9,190,954	10,379,975	1,191,081	1,191,081	127,967,884	10,382,035	1,511,957	0	863,444	3	26,990	
母子福祉資金貸付金(利 子)	母子福祉資金貸付金償還金 (利率)	84 東保健康福祉事務所	私法	121	4,684,492	4,684,492	4,024,869	4,024,869	541,977	541,977	4,566,846	4,566,846	659,623	0	0	0	0	7	329,601
		85 富士・東部保健福祉事務所	私法	122	21,777,947	21,777,947	18,887,621	18,887,621	2,495,827	2,495,827	21,383,448	21,383,448	2,890,326	0	0	0	0	0	0
		86 児童家庭課	私法	123	66,273	66,273	66,273	66,273	0	0	66,273	66,273	0	0	0	0	0	0	0
母子福祉資金貸付金(元 金)	母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	87 中北保健福祉事務所【本所】	私法	124	1,096,002	1,096,002	863,655	863,655	19,125	19,125	882,780	882,780	82,228	150,119	0	0	5	4,748	
		88 東保健康福祉事務所	私法	125	1,903,033	235,815	1,549,802	182,679	22,103	0	1,571,905	182,679	7,244	0	45,892	0	0	0	0
		89 東保健康福祉事務所	私法	126	87,707	87,707	87,412	87,412	0	0	87,412	87,412	295	0	0	0	0	0	0
母子福祉資金貸付金(利 子)	母子福祉資金貸付金償還金 (利率)	90 富士・東部保健福祉事務所	私法	127	417,236	417,236	349,783	349,783	2,978	2,978	352,761	352,761	67,453	0	0	0	0	0	0
		91 児童家庭課	私法	128	30,600	30,600	0	0	45,900	45,900	45,900	45,900	30,600	0	0	0	0	1	45,900
		92 中北保健福祉事務所【本所】	私法	129	17,572,831	12,021,745	16,067,489	10,793,503	795,724	555,124	16,863,213	11,348,627	1,141,804	86,438	0	0	2	263,524	
母子福祉資金貸付金(利 子)	母子福祉資金貸付金償還金 (利率)	93 東保健康福祉事務所	私法	130	1,983,350	1,983,350	1,857,850	1,857,850	194,700	194,700	2,052,550	2,052,550	125,500	0	0	0	0	0	0
		94 富士・東部保健福祉事務所	私法	131	3,537,136	3,537,136	3,416,136	3,416,136	0	0	3,416,136	3,416,136	121,000	0	0	0	0	0	0
		95 中北保健福祉事務所【本所】	私法	132	445,222	445,222	338,975	338,975	1,449	1,449	518,065	340,424	56,893	49,354	0	0	0	1	1,449
母子福祉資金貸付金(元 金)	母子福祉資金貸付金償還金 (元金)	96 富士・東部保健福祉事務所	私法	133	622,863	177,641	516,616	177,641	0	0	177,641	177,641	0	0	0	0	0	0	0
		97 児童家庭課	私法	134	76,341	76,341	76,341	76,341	18,395	18,395	94,736	94,736	0	0	0	0	0	1	114
		98 中北保健福祉事務所【本所】	私法	135	72,828	72,828	69,828	69,828	0	0	69,828	69,828	3,000	0	0	0	0	0	0
(母子)違約金	母子福祉資金貸付金違約金	99 東保健康福祉事務所	私法	136	157,594	4,775	146,169	0	22,134	0	168,303	0	4,775	0	0	0	0	0	0
		100 東保健康福祉事務所	私法	137	0	0	0	0	1,966	1,966	1,966	1,966	0	0	0	0	0	1	1,966
		101 富士・東部保健福祉事務所	私法	138	3,650	3,650	0	0	1,773	1,773	1,773	1,773	3,650	0	0	0	0	0	0
母子福祉資金貸付金特別会計合計				148,997,528	148,997,528	135,867,985	135,867,985	11,221,385	11,221,385	147,089,370	147,089,370	11,899,380	320,827	909,356	41	1,204,267			

細部名	債権名	所屬名	分類	整理番号	平成23年度決算時		平成24年度決算時		合計	平成23年度未収入未済額の処理状況	左のうち、平成24年度新規債務者に係るものの債務者数	金額
					細部合計	所属別	細部合計	所属別				
小規模企業者等設備導入資金償還金	小規模企業者等設備導入資金償還金	商業振興金融課	私法	139	41,031,440	41,031,440	37,440,000	37,440,000	0	0	3,416,440	0
中小企業近代化資金特別会計合計					41,031,440	41,031,440	37,440,000	37,440,000	0	0	3,416,440	0
農業改良資金償還金	農業改良資金貸付金償還金	農業技術課	私法	140	136,014,635	136,014,635	133,632,635	133,632,635	0	0	0	0
(農政) 連約金	農業改良資金貸付金連約金	農業技術課	私法	141	14,688,270	14,688,270	14,428,054	14,428,054	15,542,355	15,542,355	0	0
農業改良資金特別会計合計					150,702,905	150,702,905	148,060,689	148,060,689	2,642,216	2,642,216	0	0
林業・木材産業改善資金償還金	林業・木材産業改善資金償還金	林業振興課	私法	142	12,700,000	12,700,000	11,960,000	11,960,000	740,000	740,000	0	0
(林特) 連約金	林業・木材産業改善資金連約金	林業振興課	私法	143	490,189	490,189	490,189	490,189	0	0	0	0
林業・木材産業改善資金特別会計合計					13,190,189	13,190,189	12,450,189	12,450,189	740,000	740,000	0	0
特別会計合計					388,748,731	388,748,731	355,401,074	355,401,074	21,337,202	320,827	11,689,628	64
温泉供給施設収入	温泉供給施設収入	石和温泉管理事務所	私法	144	15,945,623	15,945,623	11,823,923	11,823,923	3,703,066	0	418,634	20
企業高温泉事業会計合計					15,945,623	15,945,623	11,823,923	11,823,923	3,703,066	0	418,634	20
合計					1,685,258,900	1,685,258,900	1,516,293,198	1,516,293,198	142,456,175	320,827	26,188,700	221

収入未済額の分類別の状況

1 分類別集計表

平成23年度決算時	債権数	種類	平成24年度決算時	
			債権数	種類
53	32	公法上の債権	57	57
83	51	私法上の債権	92	92
合計	83	合計	149	149

2 平成23年度未収入未済額の分類別処理状況

公法上の債権	私法上の債権	合計
74,385,284	67,870,891	142,456,175
0	320,827	320,827
8,794,752	17,393,948	26,188,700
合計	合計	168,965,702

平成25年度 定例監査重点事項（工事）・行政監査実施結果

平成25年度定例監査重点事項（工事）及び行政監査について、実施した結果は次のとおりであった。

第1 監査テーマと趣旨

- 1 監査のテーマ
建設工事における設計及び契約変更は適切に行われているか。

2 監査の目的

建設工事の設計及び契約変更の継続性については、森林環境部、農政部及び県土整備部で各々定めた「建設工事の設計及び契約変更（事項）事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）により行われている。

事務処理要領では、「設計変更とは、「建設工事請負契約約款」の規定により、契約の目的を変更しない範囲で、設計図書を変更することとなる場合において、契約変更の継続の前に請負者に設計図書の変更を指示することをいう。」とされ、「設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。ただし構造、工法、位置等の変更で重要なもの以外の軽微なものについては、概ね出新高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までに行うことをもって足るものとする。」とされている。

しかしながら、平成24年度に実施した定例監査において、建設工事の当初契約の内容と異なる箇所の工事を契約変更により追加施工されていたものや、設計変更に伴う契約変更が工事が完成し完成届が提出された日に行われていたものなど、不適切な事務処理が見受けられた。

そこで、建設工事の適切かつ効率的な執行に資することを目的に、「建設工事における設計及び契約変更は適切に行われているか。」を同一テーマとして、平成25年度の定例監査重点事項及び行政監査を実施した。

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

平成25年4月22日から平成26年2月4日

2 監査の着眼点

- (1) 設計変更の手続きは適切か。（定例監査重点事項）
- (2) 設計変更に伴う契約変更の手続きは適切か。（定例監査重点事項）
- (3) 設計変更の理由は適切か。（行政監査）

3 監査の実施方法

- (1) 実施方法
設計変更を伴う契約変更の内容と理由を調査するため「平成25年度重点事項・行政監査確認票」を作成し、これに基づき定例監査時に担当者からの聞き取りを行った。

(2) 監査対象機関及び監査を行った事務処理

監査対象機関は森林環境部、農政部、県土整備部の本庁各課室及び出先機関28所属（支所含む）とし、平成25年度定例監査対象期間内に工事が完了している県単独建設工事（所属に該当する工事がないときは、国補事業も対象とした。）で、契約変更を行っているものの中から、当初契約額に対する変更契約額の割合が高いもの125工事を抽出した。これらの工事に係る金額変更を伴う設計変更776件の事務処理について監査を行った。

監査対象機関	監査対象工事件数/ H24年度執行工事件数	監査対象工事請負額（変更）/ H24年度執行工事請負額
森林環境部	5所属 30件/796件	7億9,450万5,600円/ 177億826万3,585円
農政部	5所属 29件/292件	7億3,681万2,000円/ 87億2,904万5,379円
県土整備部	18所属 66件/1,278件	26億5,511万4,000円/ 670億5,624万9,571円
合 計	28所属 ※支所含む 125件/2,366件	41億8,643万1,600円/ 934億9,355万8,535円

4 建設工事の設計及び契約変更についての取り扱い

(1) 財務規則の規定による取り扱い

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）をするときは、山梨県財務規則（以下「財務規則」という。）第22条に「支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為の同一により決裁を受けなければならない。」と規定されており、変更契約等における支出負担行為の同一の取り扱いについては、財務規則運用通知に「事業の変更等により当初の支出負担行為を変更する場合は、財務規則第22条に準じて変更の支出負担行為の同一により決裁を受けなければならない。」と規定されている。

また、契約に係る財務規則の規定は第5章に定められており、この中で契約の変更については、財務規則第117条に次のとおり規定されている。

第1項 「契約担当者は、必要があると認めるときは、相手方と協議のうえ、契約を変更し、又は履行を中止することができる。」

第2項 「契約担当者は、前項の規定により契約を変更する場合において、変更に係る設計書又は仕様書があるときは、これを相手方に交付しなければならない。」

第4項 「契約担当者は、相手方が設計書又は仕様書を受け取った日から5日以内に、その他の場合は、すみやかに変更契約を締結しなければならない。」

建設工事の執行にあたっては、当初の実施設計書を作成し、契約担当者の決裁後その工事価格を予定価格とする支出負担行為の同一により会計管理者等による合議の決裁を受け入札を執行している。

また、設計変更に係る契約変更は、変更の実施設計書（第何回変更）を作成し、契約担当者の決裁後、この変更後の最終請負代金額と当初の支出負担行為の同一の限度額との差額分を増額（減額）する変更の支出負担行為の同一により、会計管理者等による合議の決裁を受け変更契約を締結している。

5 事務処理要領の規定による取り扱い

(1) 事務処理要領制定の経緯

県の契約事務のよりどころは財務規則であり、本来、建設工事の契約についても、財務規則に基づいて行わなければならないものである。しかし、建設工事の施工については自然的、社会的条件の影響を受けやすいこともあり、日々起こりうる全ての設計変更について、その都度、契約変更の手続きを行うことは、工事の進捗の遅延や事務処理の煩雑化を招くとの考えから、建設工事の契約事務の合理化を図るとともに、請負契約の双務性を維持しつつ、当該事務の透明性・客観性の向上に資することを目的として、財務規則の範囲内で事務処理要領を制定し、県土整備部においては、平成13年4月1日、これに続いて農政部が平成14年1月21日、森林環境部が平成14年2月1日から、それぞれ施行している。

(2) 事務処理要領の概要

① 設計変更について

設計変更は、「建設工事請負契約款」の規定により、契約の目的を変更しない範囲で設計図書を変更する場合において、契約変更の手続きの前に請負者に設計図書の変更を指示することとされている。

設計変更を行う際は、その必要が生じた都度速やかに工事打合簿に必要な資料を添付し、所長又は事業所管課長の決裁を受けることとされている。

② 設計変更の範囲

設計変更の範囲は、概ね次の場合に行うこととされている。

ア 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する回答が一致しないことが確認された場合

イ 設計図書に誤謬又は脱漏があることが確認された場合

ウ 設計図書の表示が明確でないことが確認された場合

エ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と、実際の工事現場が一致しないことが確認された場合

オ 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことが確認された場合

カ 発注者が必要があると認めた場合

※ アからオは「建設工事請負契約款」第18条に定められている条件変更等の範囲

③ 工事打合簿による設計変更手続き

ア 工事打合簿

工事打合簿は、工事の監督員（発注者）と請負者との間で工事施工上の指示事項、報告事項及び協議事項等について、双方でのやり取りを記録するための書面であり、その双務性を確保するため、発注者及び請負者が記名押印し、それぞれが協議内容を確認のうえ保管するものとされている。

イ 工事打合簿による設計の変更

監督員は、設計変更が必要と判断したときは、工事打合簿に設計変更の理由や内容を記載し、さらに、請負額に変動が生じる場合は、契約変更の対象となるかどうかを記載し、当該所属の契約担当者までの回付による意思決定を行うこととされている。

意思決定がなされた後、監督員は、発注者の総意として請負者に、設計変更を工事打合簿により指示し、請負者はこの指示を了解し、新たな設計図書による施工を行うこととなる。

工事打合簿による設計変更の一連の手続きは、発注者と請負者の双方による合意が形成された時点で実質的な変更契約が成立し、工事は変更した設計図書により履行されることとなる。

④ 設計変更に伴う契約変更の範囲

設計変更に伴う契約変更ができる範囲には制約があり、次のとおり規定されている。

ア 条件変更等が生じた場合の変更見込金額（条件変更額）の範囲は、請負代金額の30%以内とする。ただし、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合は除く。

イ 発注者が必要と認めた場合の変更見込金額（追加変更額）の範囲は、請負代金額の30%以内かつ250万円未満とする。ただし、事業手続上特別な場合の交付決定箇所内請負差金等の最終精算を行うために追加する工事で、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合は、請負代金額の30%以内であれば、250万円を超えることができる。

ウ 上記以外は別途契約によるものとする。

なお、これらの規定に関連して、事務処理要領では、設計変更の変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、あらかじめ設計変更協議書に必要な資料を添付して本庁事業所管課長に協議するものとされている。

この規定は、従前の「変更見込額が請負代金の30%を超える場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な場合を除き、原則として別契約とする。」とした昭和45年12月24日付け監理課長（現県土整備総務課長）通知を継承したものである。

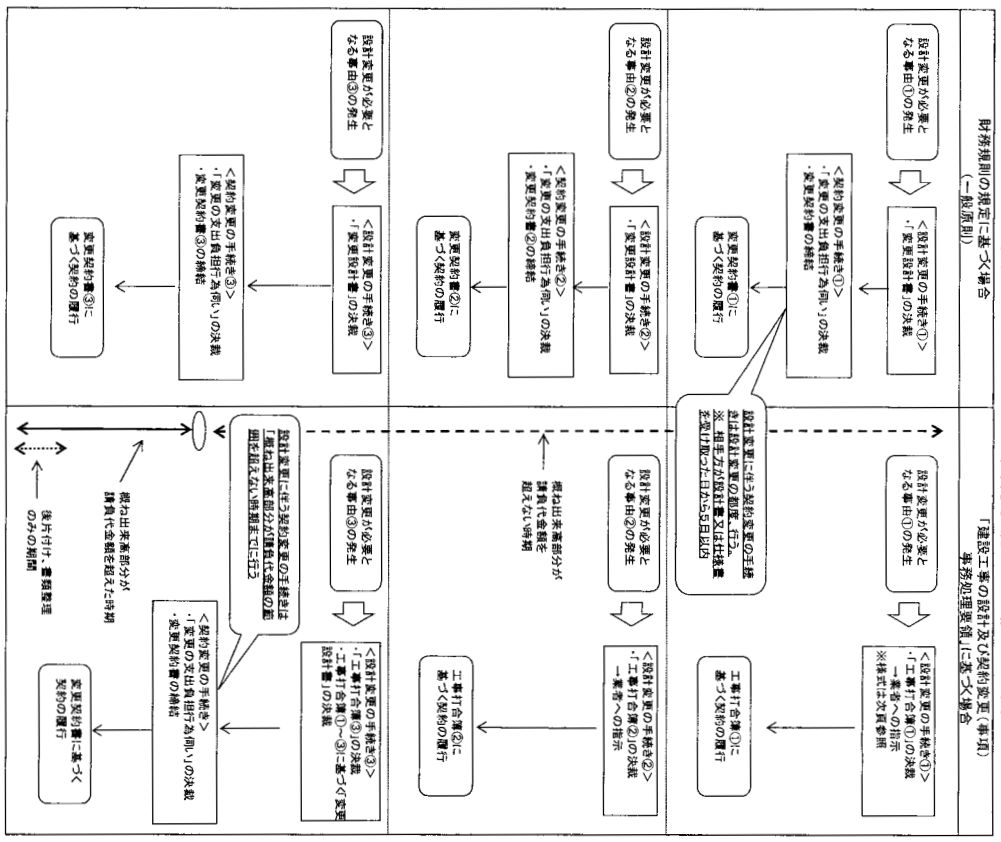
⑤ 契約変更の手続き

事務処理要領においても、財務規則の規定と同様、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとされているが、構造、工法、位置等の変更で重要なもの以外の軽微なものについては、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期（県土整備部においては、概ね全体工期の70%の時期を用途とする。）までに行うことをもって足るものとされている。これは財務規則上、支出負担行為の同一の限度額を超えて事業を施工することは許されており、変更の支出負担行為の同一により、限度額の増額を行う必要があることとされているからである。

工事ごとに設計変更の件数は異なるものの、契約変更は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までの設計変更を集約した設計図書により一括して行えばよいこととされている。

※ 財務規則と事務処理要領における契約手続きの比較フロー図参照
 ※ 工事打合簿の書式と記載例参照

財務規則と事務処理要領における契約手続きの比較フロー図



◆財務規則「運用通知(抜粋)」
 1 支出負担行為の変更の取扱いについて
 (一)変更契約等における支出負担行為の向いの取扱いは、
 事業の変更等による当初の支出負担行為を変更する場合は、
 財務規則第22条に準じて変更の支出負担行為の向いにより決
 定を受けなければならない。

◆財務規則「別表第3(第22条の3関係)」
 支出負担行為の管理区分(抜粋)

部 支出負担行為の向い(実行時期)
 工事請負費 契約本額以内とするとき

◆財務規則「第117条(契約の変更又は中止)(抜粋)」
 2 契約担当者は、前項の規定により契約を変更する場合にお
 いて、変更に係る設計書又は仕様書があるときは、これを相手方
 に交付しなければならない。
 4 契約担当者は、相手方が設計書又は仕様書を受け取った日
 から5日以内に、その場合は、予めやかに変更契約を締結
 しなければならない。

工事打合簿の書式と記載例

※請負者からの発議の場合

様式1	所長 (印)	次長 (印)	施工監理官 (印)	課長 (印)	担当 (印)
-----	--------	--------	-----------	--------	--------

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成〇年11月23日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
契約番号	〇建設事-〇〇-△△△△		
事業名	〇〇関連△△事業		
工事名	〇〇道〇〇線 道路改良工事		
工事場所	甲府市〇町地内△		
請負者名	〇建設株式会社		

現地と当初設計図面（横断面）の差異を確認できなかったため、起工測量による横断面にて施工することを指示します。また、指示事項は、契約変更の対象となります。

起工測量の結果、現地と当初設計図面に差異が生じたため、協議します。

添付図 横断面2葉、その他添付図書 数量計算書

発注者	山梨 太郎	印	平成〇年11月25日
処理・回答者	上記について、 <input type="checkbox"/> 了解・ <input checked="" type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。		
現場代理人	主任(監理)技術者 甲斐 次郎	印	平成〇年11月23日

(注)打合せの部屋2部作成し、各々保管する。

契約担当者までの決裁
工事打合簿に設計の変更内容を記載する際にも必要書類を添付し、契約担当者の決裁を受ける。

請負者からの発議内容
当打合簿は発議者が請負者なので、請負者が協議内容を記載（発議者が発注者の場合もあり）

発注者からの回答及び指示(通記)
請負者からの発議内容に対し、発注者は回答(当打合簿では指示)その後、契約変更の対象とするか否かも指示

変更内容を補足する必要書類

第3 監査の結果及び意見

1 監査の結果

次のとおり不適切な事務処理が見受けられた。

(1) 設計変更の手続きが適切でないもの (76件)

① 設計変更に係る工事打合簿が作成されていないもの 4工事4件

工事打合簿は、設計変更の必要が生じた都度必要な書類を添付し、速やかに作成のうえ契約担当者の決裁を受けた後、設計変更の内容を発注者と請負者双方が確認し、記名押印のうえ1部ずつ保管することとされている。しかしながら4工事において、次の内容の設計変更を行っていたが、工事打合簿が作成されていないかった。

- ・舗装工事において、区画線の延長及びセンサーライソンの単価変更(増額)
- ・林道工事において、モルタル吹付工単価の加算率の変更(減額)
- ・林道工事において、他の設計変更で工事費が不足し、施工延長を減(減額)
- ・道路工事において、残土処理の数量及び運搬距離の変更(減額)

② 契約担当者による工事打合簿の決裁がなされていないもの 11工事71件

(1) 所属では恒常的に次長(事務)代決

工事打合簿の決裁は、監督員の作成した設計変更の内容を契約担当者が承認することで、契約変更の手続きの前に請負者に設計図書の変更を指示することを可能とする行為である。

しかしながら、次のとおり11工事71件の工事打合簿において契約担当者の決裁がなされていないかった。

- ・1所属においては、監査対象とした全ての設計変更(7工事67件)に係る工事打合簿について、次長(事務)が所長代決を行っており、後関もなされていないかった。なお、この所属では、恒常的に次長(事務)が代決を行っていた。
- ・4工事4件については①のとおり工事打合簿が作成されていないため、所長による決裁がなされていないかった。

③ 事前に本庁事業所管課長に協議が必要な設計変更の協議を、工事の変更部分完成後に行っていたもの 1工事

設計変更の変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、あらかじめ設計変更協議書に必要な資料を添付して本庁事業所管課長に協議するものとされている。

しかしながら、工事の変更部分完成後に協議を行っているものがあった。これは公園工事において、安全施設整備工と舗装工を新規追加の設計変更で増工を行っているものであった。いずれの工事も平成24年12月27日に完成しており、その設計変更に係る変更見込金額が請負代金額の30%を超えることとなったが、本庁事業所管課長への協議は平成25年1月15日に行われていた。

工事打合簿による設計変更の手順

(請負者発議の場合)

- ①請負者(現場代理人)から工事打合簿を2部受領
 - ②発注者(監督員)は、うち一部に協議事項に対する回答及び契約変更対象にするか否かを手書きで記載し、所長までの決裁を受ける。
 - ③発注者(監督員)は、決裁後、残る1部の工事打合簿に回答及び指示事項を転記のうえ、請負者(現場代理人)に交付する。
- (発注者発議の場合)
- ①発注者(監督員)は、設計変更内容及び契約変更の対象とするか否かを記載した工事打合簿を2部作成
 - ②発注者(監督員)は、所長までの決裁を受ける。
 - ③発注者(監督員)は、決裁後、工事打合簿2部を請負者(現場代理人)に交付する。
 - ④請負者(現場代理人)は、発注者の指示内容を了解する場合は、処理・回答欄の了解チェック、現場代理人の欄に記載押印して1部を発注者(監督員)に渡し、各々が1部ずつ保管する。

(2) 設計変更に伴う契約変更の手続きが適切でないもの (70件)

① 設計変更に伴う契約変更の範囲を超えて契約変更を行っていたもの 1工事2件
発注者が必要であると認めた場合の変更見込金額(追加変更額)の範囲は、請負代金額の30%以内かつ250万円未満とするとされており、この範囲を超えるものは別途契約によるものとされている。

しかしながら、次のとおり1つの公園工事において2件の設計変更が、この範囲を超えていた。

- ・安全施設整備工を新規追加の設計変更にて増工 (9,800千円)
- ・舗装工を新規追加の設計変更にて増工 (6,400千円)

② 契約変更の時期が遅延していたもの

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。ただし構造、工法、位置等の変更で重要なもの以外の軽微なものについては、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までに行うことをもって足るものとされている。

しかしながら、次のとおりこの時期を過ぎて契約変更が行われているものがあつた。

- ・森林環境部 30工事中 5工事 (16.7%)
- ・農政部 29工事中 3工事 (10.3%)
- ・同部の計 59工事中 8工事 (13.6%)
- ・県土整備部 66工事中60工事 (90.9%)

森林環境部と農政部については、契約変更の時期を判断する基準がないため、監査では、建設現場において工事目的物がほぼ完成し、後片付け及び書類整理を済ませた時点までを契約変更のできる時期として調査した。

県土整備部では、契約変更を行う時期について「概ね全体工期の70%の時期を目途とする」と規定しているため、この基準で判断した。

(3) 設計変更の理由が適切でないもの (38件)

建設工事は、施工箇所の自然条件・人為的施工条件の下で契約が履行されるという特殊性を有しており、発注前には、施工条件すべてについて想定し当初設計に反映することは難しく、施工中に設計変更で工事内容が変更されることがある。

監査対象とした金額変更を伴う設計変更の件数は776件あり、その設計変更の理由について工事の担当者に聞き取りを行い、理由種別を次の5種別に分類した。

設計変更の理由種別	件数
a 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明の矛盾、設計図書の見誤、脱漏、設計図書の表示が明確でないことによるもの	38
b 工事現場の形状、地質、湧水、埋設物等、当初の設計図書に示された自然的又は人為的施工条件と現場が一致しないことによるもの	400
c 当初の設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことによるもの(自然的、人為的施工条件の変化)	62
d 他事業者、地元・地権者等との調整・協議によるもの	165
e 発注者が必要があると認められたもの	111
合計	776

聞き取り調査の結果、設計変更の理由として適切でないと認められるものが38件あり、その内訳は下表のとおりである。

監査結果 理由種別	適切でないと思われるもの				小計	適切と認められるもの	合計
	当初契約の目的逸脱(指摘)	当初設計の調査不足(注意)	当初設計の誤謬(注意)	当初設計の脱漏(注意)			
理由種別 a		8	11	10	29	9	38
理由種別 b					5	395	400
理由種別 c						62	62
理由種別 d						165	165
理由種別 e	2	2			4	107	111
合計	2	15	11	10	38	738	776

※()内は定期監査結果の処理区分。なお、「当初契約の目的逸脱(指摘)」については、定期監査では同一契約の2件の設計変更を対象に1件の指摘事項としているものを、2件とカウントしている。

① 理由種別 a による設計変更38件のうち、その理由が適切でないと認められるものが29件あつた。その内訳は次のとおり。

- ・当初設計を行う際の調査が不十分であつたことが原因のもの 8件
- ・当初設計の誤謬が原因のもの 11件
- ・当初設計の脱漏が原因のもの 10件

② 理由種別 b による設計変更400件のうち、その理由が適切でないと認められるものが5件あつた。その内訳は次のとおり。

- ・当初設計を行う際の調査が不十分であつたことが原因のもの 5件

③ 理由種別 e による設計変更111件のうち、その理由が適切でないと認められるものが4件あつた。その内訳は次のとおり。

- ・当初契約の工事の目的の範囲から逸脱するもの 2件
- ・当初設計を行う際の調査が不十分であつたことが原因のもの 2件

2 監査の結果に基づく意見

次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講ずるよう要望する。

2-1 監査項目ごとの意見

(1) 設計変更の手続きについて

① 工事打合簿の作成を徹底すること

工事打合簿は、設計変更の必要が生じた都度必要な書類を添付し、速やかに作成のうえ契約担当者の決裁を受けた後、設計変更の内容を発注者と請負者双方が確認し、記名押印のうえ1部ずつ保管することとされている。この時点で実質的に変更契約が成立し、工事は変更した設計図書により履行されることとなる。

しかしながら、776件の設計変更のうち4件の設計変更について、設計変更に係る工事打合簿が作成されていなかった。工事打合簿は、設計変更の内容について、発注者と請負者の合意の形成を確認する唯一の書面であり、契約変更の前提となるものであることから、工事打合簿の作成を徹底すること。

② 契約担当者による工事打合簿の決裁を徹底すること

工事打合簿の決裁は、監督員が作成した設計変更の内容を契約担当者が承認することで、契約変更の手続きの前に請負者に設計図書の変更を指示することを可能にする行為である。

しかしながら、776件の設計変更のうち71件の設計変更について、契約担当者による工事打合簿の決裁がされていなかった。工事打合簿の決裁は、設計変更の内容について、添付された図面等をもとに発注者の意思決定を行う行為であることから、契約担当者による決裁を徹底すること。

③ 事務処理要領の趣旨と内容を職員に周知し規定の遵守を徹底すること

事務処理要領では、設計変更に伴う契約変更の範囲は請負代金額の30%以内とされており、これを超えるものは、あらかじめ本庁事業所管課長に協議するものとされている。

しかしながら、前記1(1)③のとおり設計変更に係る工事完成後に協議されていたものがあつたことは、事務処理要領の趣旨と内容が職員に周知されていなかったことが原因と考えられる。この規定は、従前の「変更見込額が請負代金の30%を超える場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な場合を除き、原則として別契約とする。」とした監理課長(現県土整備総務課長)通知を継承したもので、30%を超える設計変更については慎重な判断を行うことが求められていることから、遵守を徹底する必要がある。

(2) 設計変更に伴う契約変更の手続きについて

森林環境部と農政部については、契約変更の時期を判断する基準がないため監査では、建設現場において工事的な物がほぼ完成し、後片付け及び書類整理を残すのみとなった時点までを契約変更のできる時期として調査したところ、契約変更が行われたもののうち13.6%がこの時期を過ぎて契約変更が行われていた。

県土整備部では、契約変更を行う時期について「概ね全体工期の70%の時期を目途とする」と規定している。この基準で判断すると、契約変更が行われたもののうち90.9%がこの時期を過ぎて契約変更が行われていた。

契約変更の時期を遵守し、契約変更の手續きを適切に行うことはもちろんであるが、この事務処理要領の制定から10年以上経過しており、実際の運用も規定と乖離していること、また部ごとにその内容が異なっていることから、規定の見直しも含め統一的な事務処理要領の制定を検討すること。

(3) 設計変更の理由について

① 当初設計時における十分な事前調査と当初設計書の内容確認の徹底を図ること
設計変更の理由として適切でない認められた38件のうち、当初設計の内容に不備があり設計変更を行ったものは36件あり、その内容の主なもの次次のとおりである。

・道路のガードレベルの改修工事において、ガードレベルを撤去した後、完成までの間、通行車両転落の危険性が大きく増すことは、当初設計時に当然予見できたにもかかわらず、仮設防護施設を設置を計上しなかったものを設計変更により増工したもの。(調査不十分)

・道路工事の舗装工において、路側線(外側線)の延長数量を入力する際に誤って舗装の面積数量を入力してしまったことにより、路側線数量が過大積算となっていたものを設計変更により減工したもの。(誤謬)

・道路工事の転落防止柵設置工において、転落防止柵及び転落防止用門扉の基礎構造物数量が計上されていなかったものを設計変更により増工したもの。(脱漏)

これらの設計変更は、当初設計時における事前調査と当初設計書の内容確認を適切に行っていれば、避けることができたと考えられる。

今回の監査対象とした125工事では、776件の設計変更があり、1工事当たり平均6.2件の設計変更が行われていた。

このうち、林道開設工事において設計変更が16件と多くあつたことから、その理由のいくつについて、事前に想定できなかったものではないかと指摘したところ、「この工事箇所は、山間部の急傾斜地であり、微地形や地質を全て把握することは困難であり、条件変更等は常に発生することが想定される。詳細な測量を実施したとしても、かえってコスト上昇や着工までの期間の長期化など、マイナスの影響が懸念される。こうしたことから、建設工事請負契約約款において条件変更等ができる旨規定されているものであり、必要かつ適正な協議である」旨の異議があつた。

前にも述べた建設工事の特長性から、発注前に工事の施工条件全てについて想定して当初設計に反映することは、時間的、経済的に困難であることは理解できる。この工事においても、変更理由については一部を除き適切であり、また手續きも適

切に行われたことが確認できている。

しかし、この林道開設工事における設計変更の中には、隣接する工区において実施した前年度工事により、当該工事の工区の伐採を一部行っていたにもかかわらず、その伐採面積を当初設計の伐採面積に含めて設計したものを請負者からの発議により設計変更しているものがあつた。これは、明らかに当初設計段階における調査が不十分であつたために行われたものである。上記の異議の内容にみられるように手続きの正当性のみに着目し、「当初設計に誤謬や脱漏などがあつたとしても、建設工事請負契約約款や事務処理要領に従つて設計変更を行っているの特に問題はない。」という意識があつたと思われる。

また、国からの受託事業を行っている工事において、19件の設計変更を行っているものがあり、設計変更の件数が多い理由について聞き取りを行ったところ、「この受託事業は、国土交通省が、既存図面を基に設計（図面、数量計算）を行い、県は国の設計（図面、数量計算）のとおり積算し、発注を行つており、変更の件数が多い原因は国の設計にある。」旨の説明があつた。

設計変更のうち、「側溝施工箇所のガードレールの撤去工」については、請負者の現地測量・設計図書の結果、契約図書に計上されていなかったことが明らかになつたとして、工事打合簿により協議があり変更契約の対象としたものである。

このことについて、「国の設計にガードレールの撤去工が計上されていなかったとしても、現地調査を行えば側溝の施工箇所にガードレールがあることは、確認できることから、国の設計から漏れているのであれば、県の工事として発注するための当初設計を行う際には、当然計上すべきもので事前の調査不足による設計変更ではないのか。」と指摘した。

これに対して、「県が国より受託している事業であり、本工事を計画した国の設計成果が計上されていないことから、現地精査を行った結果、変更で計上が必要と判断したものである。」との内容の反論があり、また、「この受託事業の事務処理は、山梨県知事と国土交通省関東地方整備局長の間で取り交わされた基本協定書に基づき事業を進めており、測量、設計（図面、数量計算）は国が行い、積算以降を県が行つていいる。」旨の回答があつた。

国の受託事業であつても、県の工事として入札し執行する以上県が契約当事者であり、建設工事の入札参加者は、県が示す設計図書を基に入札価格を算定し、競争入札に志しているという認識が欠如していると思われる。

国の受託事業の工事執行にあつては、国の設計内容を確認しないまま当初設計を行うのではなく、県が契約当事者として事前に国の設計内容と現地の状況の調査・確認を行ない誤謬や脱漏のない設計書を作成すべきことを担当者に認識させるなど担当者の意識改革を図る必要がある。

このような意識のもとに安易に当初設計を行うことが設計変更につながつていいるものと思われる。

設計変更件数の増加は事務処理の効率性を阻害することも考えられることから、費用対効果を考慮しつつ、当初設計時に適切かつ十分な事前調査を行うとともに当初設計書の内容について所属内での確認を徹底すべきである。

② 当初設計の目的を逸脱するような増工については別途契約とすること
今年度の定例監査で、「史跡舞鶴城公園石積み復元補修工事における変更契約事務において著しく不適切な事務処理があつた。」として指摘事項とした。

この工事の当初の目的は石積み復元補修工事であるが、設計変更の内容は、その目的とは別の公園利用者の安全を確保するための転落防止柵・手摺り等の安全施設及び舗装工の増工であり、当該設計変更に係る変更見込額は、いずれも250万円を超えており、事務処理要領においては、別途契約によるものとされているものであつた。

設計変更理由として、安全施設の追加変更は、「鉄門開門に先立ち現地調査をしたところ、鉄門廻りに多数の危険箇所が判明し、各関係機関と協議した結果、公園管理者が早急に対処することとなつたため、転落防止柵・手摺り等の施設を増工し、公園利用者の安全を確保したい。」とされていた。

また、舗装工の追加変更の理由は、「高齢者や国民文化祭に伴う新たな公園利用者が増加することに鑑み、路面の沈下や骨材の剥離による転倒の恐れがあるため、本丸の舗装工を増工し、公園利用者の安全を確保したい。」とされていた。

しかし、いずれも公園管理者として園内の状況を適切に把握していれば、工事の必要性は事前に認識できたもので、別途契約とすべきものであり、設計変更、契約変更で処理したことは著しく不適切な事務処理であつた。

当初設計の目的を厳正にとらえ、これを逸脱するような増工については別途契約とすべきである。設計変更により処理することは、競争入札を原則とする契約手続の趣旨を軽視するものであり、厳に慎まなければならぬ。

2-2 総合的な意見

今回の監査の結果、事務処理要領に定められた手続きが遵守されていない問題点を監査項目ごとの意見において明らかにした。

建設工事は、施工箇所の自然条件・人為的施工条件の下で契約が履行されるという特殊性を有しており、発注前には、施工条件すべてについて想定し当初設計に反映することは難しく、施工中に設計変更で工事内容が変更されることがある。

設計変更の必要が生じる都度、変更契約を行つていたので、工事の進捗が遅延するほか、担当者の事務量が増すこととなる。このため、建設工事の契約事務の合理化を図るとともに、請負契約の双務性を維持しつつ、当該事務の透明性・客観性の向上に資することを目的として、財務規則の範囲内で事務処理要領は、制定されたものである。

今後、建設工事を執行する各所属においては、今回の監査結果を踏まえ、必要な改善措置を講じ、建設工事の適切かつ効果的な執行に努められたい。

平成25年度 財政的援助団体等 監査結果

- 1 監査対象団体及び監査の着眼点
 地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。
 (1) 果が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(以下「出資法人」という。)
 関係法令を遵守し、出資(出捐)目的に沿って運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
 (2) 果が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(以下「補助団体等」という。)
 関係法令を遵守し、補助金等の交付目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
 (3) 公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)
 関係法令を遵守し、施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- 2 監査実施団体
 監査対象団体の中から、次の23団体を選定し監査を実施した。

公益財団法人 やまなし文化学習協会	(出資法人)
公立大学法人 山梨県立大学	(")
地方独立行政法人 山梨県立病院機構	(")
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	(")
公益財団法人 やまなし環境財団	(")
公益財団法人 山梨県林業公社	(")
公益財団法人 小佐野記念財団	(")
公益財団法人 山梨県国際交流協会	(")
公益財団法人 山梨県子牛育成協会	(")
公益財団法人 山梨県体育協会	(")
財団法人 山梨県富士川地域地場産業振興センター	(")
財団法人 山梨県郡内地域地場産業振興センター	(")
やまなし県民文化祭実行委員会	(補助団体等)
第28回国民文化祭山梨県実行委員会	(")
社会福祉法人甲西厚生会 軽費老人ホームあやめの里	(")
北杜市商工会	(")
甲斐市商工会	(")
山梨県海外放送コンテツツ推進協議会	(")
公益財団法人 やまなし観光推進機構	(")
一般財団法人 山梨県消防協会 (山梨県立防災安全センター指定管理者)	(")
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 (山梨県立介護実習普及センター)	(")
公益財団法人 キーア協会 (山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター)	(")
株式会社 清里丘の公園	(")

- 3 監査実施期間
 平成25年7月16日～平成25年12月20日
- 4 監査対象期間
 平成24年度
- 5 監査の方法
 監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
- 6 監査結果処理区分
 監査結果は次のとおり区分した。
 (1) 指摘事項
 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 (2) 指導事項
 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 (3) 注意事項
 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
 (4) 意見
 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項
- 7 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部で改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。
 監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分毎の集計は次のとおりである。

(1) 指摘事項	3件
(2) 指導事項	61件
(3) 注意事項	16件
(4) 意見	5件
- 8 団体ごとの監査の結果及び意見
 次のとおりである。

監査対象団体 公益財団法人 やまなし文化学習協会

所管部署 企画県民部

監査実施日 平成25年9月18日、10月23日

事業の概要 文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。
 (1) 芸術文化の推進及び振興
 (2) 生涯学習の推進及び振興
 (3) 男女共同参画の推進及び振興
 (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業

財政的援助等の内容
 [出捐金] (出捐率50.0%) 15,000,000円
 (公施設) 山梨県立男女共同参画推進センター
 指定期間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)
 指定管理料(平成24年度) 128,820,000円
 山梨県県民会館
 指定期間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)
 指定管理料(平成24年度) 4,025,000円

財務の状況 監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。
 貸借対照表 H25.3.31現在 (単位:円)

科 目	合計	一般会計	県民会館特別会計	男女共同参画推進センター特別会計	双葉ふれあい文化館特別会計	生涯学習推進事業特別会計
1 資産の部						
1 流動資産	90,991,935	64,019,506	6,906,734	7,653,200	11,496,860	1,516,635
現金預金	994,245	0	0	831,852	162,393	0
前払金	113,660	0	0	113,660	0	0
貯蔵品	58,980	0	890	52,890	2,440	2,660
流動負債合計	92,158,720	64,019,506	6,906,624	8,051,502	11,661,693	1,519,255
2 固定資産						
基本財産	30,000,000	30,000,000	0	0	0	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0	0	0	0
その他の固定資産	1	1	0	0	0	0
有形固定資産	395,418	395,418	0	0	0	0
無形固定資産	395,219	395,219	0	0	0	0
固定資産合計	30,395,219	30,395,219	0	0	0	0
その他の固定資産合計	791,414,725	791,414,725	6,906,624	8,051,502	11,661,693	1,519,255
負債の部						
1 流動負債	11,844,682	227,319	198,913	5,073,008	4,828,807	1,516,635
未払金	1,594,216	0	211,960	716,160	666,070	0
前受金	4,381,229	4,381,229	0	1,500	0	0
委託販売預り金	1,500	0	0	3,111,000	466,000	0
貸付引当金	6,497,000	467,000	0	0	0	2,453,000
流動負債合計	24,318,621	5,075,548	410,893	8,301,668	5,960,877	3,969,635
2 固定負債						
負債合計	24,318,621	5,075,548	410,893	8,301,668	5,960,877	3,969,635
正味財産の部						
指定正味財産	15,000,000	15,000,000	0	0	0	0
地方公共団体等附金	15,000,000	15,000,000	0	0	0	0
(イ)基本財産への充て額	15,000,000	15,000,000	0	0	0	0
(ロ)正味財産	0	0	0	0	0	0
一般正味財産	83,235,318	74,339,177	6,495,731	△ 850,066	5,700,816	△ 2,450,240
一般正味財産合計	15,000,000	15,000,000	0	△ 850,066	5,700,816	△ 2,450,240
(イ)基本財産への充て額	98,235,318	89,339,177	6,495,731	△ 850,066	5,700,816	△ 2,450,240
(ロ)正味財産合計	122,553,939	94,414,725	6,906,624	8,051,402	11,661,693	1,519,255

正味財産増減計算書 H24.4.1～H25.3.31 (単位:円)

科 目	合計	一般会計	県民会館特別会計	男女共同参画推進センター特別会計	双葉ふれあい文化館特別会計	生涯学習推進事業特別会計
1 経常増減の部						
(1)経常収益	4,500	4,500	0	0	0	0
基本財産売却益	244,074,803	0	5,274,200	140,018,910	52,674,738	46,106,955
事業収益	266,800	0	0	266,800	0	0
受取補助金等	13,188,087	11,900,000	0	1,212,180	68,987	0
雑収益	24,733	9,030	0	3,940,027	58,175	0
雑収益合計	281,031,785	11,909,030	5,295,230	145,959,887	52,793,906	46,106,955
(2)経常費用	250,417,209	12,075,731	5,478,536	145,929,832	52,732,306	46,276,535
経常費用合計	250,417,209	12,075,731	5,478,536	145,929,832	52,732,306	46,276,535
経常増減額	282,614,576	△ 1,011,185	△ 137,498	145,929,832	52,732,306	46,276,535
2 経常外増減の部						
(1)経常外収益	0	0	0	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0	0	0	0
経常外増減合計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,011,185	△ 1,017,498	△ 138,306	△ 571,945	53,141	△ 189,380
前期繰り越増減額	15,000,000	15,000,000	0	0	0	0
当期末繰り越増減額	13,988,815	13,982,502	△ 178,612	△ 278,121	5,632,652	△ 2,280,560
一般正味財産増減の部	83,235,318	74,339,177	6,495,731	△ 850,066	5,700,816	△ 2,450,240
指定正味財産増減の部	15,000,000	15,000,000	0	0	0	0
正味財産増減合計	98,235,318	89,339,177	6,495,731	△ 850,066	5,700,816	△ 2,450,240

監査の結果

【指標事項】 なし

【指導事項】

- 1 定義第5条の記述が、「公益目的事業」とすべきところ「公益事業」に、また、「前条第1項各号」とすべきところ「その他前各号」となっていた。
- 2 財務諸表の注記には重要な会計方針として引当金の計上基準を注記しなければならぬが、貸倒引当金の計上基準について、法人の定めがなく、注記がなされていた。また、附属明細書には引当金の明細を表示しなければならぬが、貸付引当金の明細について、附属明細書が作成されていなかった。
- 3 財務規程では耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、固定資産台帳を備えて管理することとなっているが、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登載がなかった。また、定額法による減価償却が行われていなかった。
- 4 郵便はがきの期末残高が貸借対照表に資産として計上されていた。 (県民会館特別会計)
- 5 郵便切手類受払簿に郵便はがきについての受払いの記載がなかった。(びゅあ総合)
- 6 カソリン等の単価契約について、
 (1) びゅあ総合の単価契約書に予定数量の記載がなかった。
 (2) びゅあ総合の単価契約書に予定数量の記載がなかった。また、契約保証金を免除していたが、財務規程第26条第1項により記載すべきとされている違約金に関する事項の記載がなかった。
 (3) びゅあ総合では、支出負担行為の行わずに、また、契約書を取り交わさずにカソリンの納入を受け、支出を行っていた。
 7 生涯学習センターの複写機の複写サービスに関する契約について、(1) 契約書に複写枚数に係る予定数量の記載がなかった。

(2) 契約保証金を免除していたが、財務規程第26条第1項により記載すべきとされている違約金に関する事項の記載がなかった。
 (3) 支出負担行為の限度額の算出に誤りがあった。
 8 登記事項証明書請求のための印紙代の現金支払いにおいて、財務規程第21条の資金前渡しによらず、職員が立替払いをしていた。
 <注意事項> 1件

監査対象団体 公立大学法人 山梨県立大学

所管 総務部

監査実施日 平成25年8月27日、10月17日

事業の概要 大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。
 (1) 大学を設置し、これを運営すること。
 (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと。

財政的援助等の内容 [出資金] (出資率 100.0%) 7,152,075,733円
 [補助金] 介護職員専門分科研修事業費補助金 3,045,000円
 [交付金] 公立大学法人山梨県立大学運営交付金 (標準運営費交付金) 929,167,000円
 公立大学法人山梨県立大学運営交付金 (特定運営費交付金) 110,175,040円

財務の状況 監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。
 貸借対照表 H25.3.31現在 (単位:円)

資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		2,709,909,000
土地	4,496,034,233	
建物	△497,115,279	4,007,918,954
構築物	154,918,154	
減価償却累計額	△38,142,549	116,775,605
工具器具備品	210,899,350	
減価償却累計額	△89,338,464	121,560,886
図書		709,039,238
美術品・收藏品		13,745,000
車両運搬具	3,058,050	2,069,377
減価償却累計額	△988,673	7,681,018,060
有形固定資産合計		

2 無形固定資産			
商標権		122,288	
ソフトウェア		10,290,000	
電話加入権		26,000	
無形固定資産合計		10,438,288	
3 投資その他の資産		1,421,000	
長期前払費用		10,810	
預託金		1,431,810	
投資その他の資産合計		7,692,888,158	
固定資産合計			
II 流動資産		428,285,164	
現金及び預金	6,251,400		
未収学生納付金収入	△1,696,200	4,555,200	
徴収不能引当金		13,892,674	
その他未収金		231,974	
棚卸資産		2,357,608	
その他流動資産			
流動資産合計		449,322,620	
資産合計		8,142,210,778	
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債		83,282,826	
資産見返運営費交付金等		71,202,251	
資産見返補助金等		1,514,016	
資産見返者付金		749,073,622	
資産見返物品受贈額			
長期一又債務		905,072,715	
固定負債合計		68,604,044	
II 流動負債			973,676,759
春附金債務		20,040,000	
前受金		15,722,000	
預り金		11,620,095	
預り科学研究費補助金等		11,964,488	
未払金		173,671,161	
短期一又債務		34,736,881	
流動負債合計		267,754,625	
負債合計		1,241,431,384	
純資産の部			
I 資本金			
地方公共団体出資金		7,152,075,733	
資本金合計		7,152,075,733	
II 資本剰余金			12,771,000
資本剰余金		12,771,000	
損益外減価償却累計額		△480,677,249	
資本剰余金合計		△467,906,249	
III 利益剰余金			
当期未処分利益		91,285,658	
(うち当期総利益)		(91,285,658)	
教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金		125,324,252	
利益剰余金合計		216,609,910	
純資産合計		6,900,779,394	
負債純資産合計		8,142,210,778	

損益計算書
H24.4.1～H25.3.31

(単位:円)

経常費用			
業務費			
教育経費	154,341,406		
研究経費	63,733,147		
教育研究支援経費	38,540,152		
受託研究費	4,767,406		
受託事業費	14,437,235		
役員人件費	52,938,808		
教員人件費			
常勤教員人件費	1,077,900,850	1,112,766,004	
非常勤教員人件費	34,865,151		
職員人件費			
常勤職員人件費	192,576,494		
非常勤職員人件費	4,283,578		
一般管理費		196,860,072	
財務費用			
経常費用合計		1,638,384,230	
		138,690,203	
		1,294,125	
		1,778,368,558	
経常収益			
運営費交付金収益	1,019,943,790		
従業料収益	637,500,014		
入学金収益	111,596,600		
検定料収益	18,161,400		
受託研究等収益	5,069,584		
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの 国又は地方公共団体からの 国又は地方公共団体からの		15,926,567	
補助金等収益		3,045,000	
資産見返負債戻入	2,947,388		
資産見返運営費交付金等戻入	4,453,995		
資産見返補助金等戻入	31,209,505		
資産見返物品受贈額戻入		38,610,888	
雑益			
財産貸付料収益	1,969,260		
講習料収入	2,768,500		
間接費収入	9,183,112		
その他雑益	5,879,501		
経常収益合計		19,800,373	
経常利益		1,869,654,216	
当期純利益		91,285,658	
当期総利益		91,285,658	

監査の結果

[指摘事項] なし

[指導事項]

- 1 大学所蔵の図書館資料について、年1回の蔵書点検の結果と図書資産台帳との差異については、亡失したものと図書資産台帳から除籍した上で貸借対照表に計上していたが、図書館資料管理要項第10条に定める資産管理責任者の除籍の決定が行われていなかった。
 - 2 減価償却明細表の未償却額合計額と貸借対照表が一致していなかった。
 - 3 長期の授業料未収金が次のとおり認められた。
平成23年度以前の授業料未収金(決算日現在) 1,696,200円
 - 4 物品管理規程第6条の規定による物品の検査及び物品管理責任者への報告が行われていなかった。
- <注意事項> なし

意見	<p>1 預金が全て金利の発生しない普通預金となっている。資金繰り等を考慮する中で、定期預金などによる運用を検討されたい。</p> <p>2 大学は、県が示した6年間(平成22年度～平成27年度)における中期目標を達成するため、中期計画及びそれに基づく年度計画を策定し、その推進に取り組んでいる。</p> <p>公立大学法人に移行後3年目となる平成24年度の業務実績に関する評価結果として、山梨県公立大学法人評価委員会において、「全体としてほぼ順調に中期計画及び年度計画の達成を目指して業務が実施されている」と評価されている。</p> <p>一方、大学を取り巻く状況は、急速な少子化の影響による学生の確保が重要な課題となっている。地域の発展に寄与することを使命とする大学として、優秀な志願者の確保や持続的な人材育成に更に努められるとともに、引き続き中期計画の着実な推進に取り組まれたい。</p>
----	---

監査対象団体	山梨県立病院機構
所管部局	福祉保健部
監査実施日	平成25年10月1日、2日、11月14日
事業の概要	<p>山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 医療を提供すること。</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。</p> <p>(4) 医療に関する地域への支援を行うこと。</p> <p>(5) 災害時における医療救護を行うこと。</p> <p>(6) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>
財政的援助等の内容	<p>【出資金】(出資率100.0%)</p> <p>243,220,940円</p> <p>【補助金】</p> <p>トクターへリ運用事業費補助金 197,640,000円</p> <p>通院加療がんセンター整備事業費補助金 125,007,000円</p> <p>心疾患医療体制強化事業費補助金 108,150,000円</p> <p>ゾノム解折センター整備事業費補助金 50,000,000円</p> <p>がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 21,740,000円</p> <p>精神科救急医療体制整備事業費補助金(繰) 10,500,000円</p> <p>分娩期母子医療センター運営事業費補助金 3,018,000円</p> <p>周産期母子医療センター運営事業費補助金 2,928,000円</p> <p>救急搬送受入支援事業費補助金 2,561,000円</p> <p>病院機構地方公務員災害補償基金特別負担補助金 2,468,113円</p> <p>新人看護職員卒後研修事業費補助金 1,288,000円</p> <p>感染症指定医療機関運営事業費補助金 427,000円</p> <p>【負担金】</p> <p>山梨県立病院機構運営費負担金 3,524,477,000円</p> <p>エイズ中核拠点病院事業負担金 375,076円</p> <p>【貸付金】</p> <p>山梨県立病院機構施設整備等貸付金 1,178,000,000円</p>

財務の状況 監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。

貸借対照表
H25. 3. 31現在

(単位:円)

科目	金額		金額
資産の部			
Ⅰ 固定資産			
1 有形固定資産			
土地	31,299,465,668	3,408,784,800	
建物	△5,449,252,051	25,850,213,617	
建物減価償却累計額	304,001,701		
構築物	△108,694,217	199,307,484	
構築物減価償却累計額	3,673,225,590		
器械備品	△1,518,845,945	2,154,379,645	
器械備品減価償却累計額	17,570,380		
車両運搬具	△8,549,352	9,021,028	
車両運搬具減価償却累計額		60,706,810	
その他の有形固定資産		35,245,250	
建設仮勘定			
有形固定資産合計		31,713,658,631	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		161,121,237	
電話加入権		154,000	
その他の無形固定資産		759,737	
無形固定資産合計		162,035,034	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		3,000,440,498	
長期前払消費税等	254,942,489	360,052,540	
破産更生債権等			
貸倒引当金	△254,942,489	0	
投資その他の資産合計		3,360,493,038	
固定資産合計		35,236,186,706	
Ⅱ 流動資産			
現金及び預金	4,029,370,755	7,057,172,472	
有価証券	△146,383,338	3,200,086,663	
未収金		3,882,987,417	
貸倒引当金		123,042,331	
医薬品		93,351,359	
診療材料		13,598,159	
貯蔵品			
流動資産合計		14,370,238,901	
負債の部			49,606,425,607
Ⅰ 固定負債			
資産見返負債	1,486,059,727		
資産見返補助金等	214,251,715	1,709,811,442	
資産見返物品受贈額	10,500,000	2,014,500,000	
建設仮勘定見返補助金等		31,815,029,711	
長期借入金			
移行前地方債償還債務			
引当金	5,497,911,179		
退職給付引当金	3,570,000	5,604,491,179	
役員退職慰労引当金	103,010,000	1,890,000	
資産除去債務		332,512,921	
長期PPP債務			
固定負債合計		41,478,235,253	
Ⅱ 流動負債			
預り補助金		696,520	
一年以内返済予定移行前地方債償還債務	1,734,584,119	1,734,584,119	
一年以内返済予定長期借入金	324,750,000	324,750,000	
未払金	2,375,097,372	2,375,097,372	
一年以内返済予定PPN債務	45,374,523	45,374,523	
未払消費税等	1,408,211	1,408,211	
前受金	27,043,201	27,043,201	
預り金	58,814,603	58,814,603	
貸与引当金			
流動負債合計	435,406,581		
負債合計		5,008,175,130	49,606,425,607

科目	金額		金額
純資産の部			
Ⅰ 資本金			
設立団体出資金	293,220,940		293,220,940
Ⅱ 資本剰余金			
資本剰余金	29,617,800		29,617,800
Ⅲ 利益剰余金			
建設仮勘定積立金	890,000,000		890,000,000
積立金	309,737,884		309,737,884
当期繰上利益	1,652,438,600		1,652,438,600
(うち当期繰上利益)	(1,652,438,600)		
利益剰余金合計	2,852,176,484		2,852,176,484
純資産合計			3,125,015,224
負債純資産合計			49,606,425,607

損益計算書
H24. 4. 1～H25. 3. 31

(単位:円)

科目	金額		金額
営業収益			
医療収益			
入院収益	11,714,644,749		11,714,644,749
外来収益	5,250,537,747		5,250,537,747
その他の医療収益	454,895,734		454,895,734
保険差控減	△48,028,873		
運営費負担金収益		17,372,049,357	17,372,049,357
補助金等収益		3,206,284,000	3,206,284,000
国庫補助金	50,000		50,000
県庫補助金	256,732,987		256,732,987
資産見返負債戻入金戻入	67,119,550		67,119,550
資産見返物品受贈額戻入	90,743,200		90,743,200
営業収益合計		157,862,750	157,862,750
営業費用			
医療費用			
給与	8,278,493,349		8,278,493,349
材料費	4,899,041,578		4,899,041,578
減価償却費	2,454,212,994		2,454,212,994
経費	2,831,782,807		2,831,782,807
研究研修費	54,049,343		54,049,343
一般管理費		18,517,580,071	18,517,580,071
給与費	180,967,646		180,967,646
経費	23,240,071		23,240,071
営業費用合計		204,207,717	204,207,717
営業外収益			
営業利益			18,721,767,768
運営費負担金収益		318,193,000	318,193,000
預金利息	6,055,554		6,055,554
有価証券利息	20,733,683		20,733,683
雑収益	6,487,142		6,487,142
実習料収益	34,152,777		34,152,777
院内経車場使用料	61,283,614		61,283,614
賃貸借収益	29,393,253		29,393,253
その他雑収益		131,316,786	131,316,786
営業外収益合計		476,299,023	476,299,023
営業外費用			
移行前地方債利息	446,636,972		446,636,972
長期間借入金利息	5,157,252		5,157,252
資産に係る控除対象外消費税償却額	5,893,571		5,893,571
雑支出		457,687,795	457,687,795
営業外費用合計		99,259,952	99,259,952
経常利益		379,964,331	379,964,331
経常利益			936,912,078
経常利益			1,820,378,251

臨時損失	22,842,815	168,139,651
固定資産除却損	3,119,118	1,652,438,600
過年度損益修正損	5,250,000	1,652,438,600
環境対策引当金繰入額	136,927,718	1,652,438,600
その他臨時損失		
当期純利益		
当期総利益		

監査の結果

【指摘事項】

平成23年4月から平成24年5月までの医師等招へい謝金（医師1名分合計220万円）について、医師等招へい事業実施要綱第3条に定める事前手続き及び第4条に定める事業執行の確認がされなかったため未払いとなっており、平成24年6月に一括して当該謝金の支払いがされていた。また、当該謝金のうち平成23年度分の196万円については、平成23年度において未払金計上されず、結果として平成24年度決算において過年度損益修正損として支出されていた。（中央病院）

〔指導事項〕

- 郵便切手を貯蔵品として769,380円計上しているが、正しくは667,360円であり、102,030円過大計上となっていた。また、270円切手が467枚、350円切手が742枚と大量にあったが、監査対象期間中には使用実績がなかった。
- 中央病院駐車場の整備及び維持管理をPFIにより行っているが、実質的な借入金である長期PFI債務について残高証明書を入手していなかった。
- 役員退職慰労引当金において、役員退職手当規程では、役員退職金は在職期間1年につき、その者の基本報酬月額に100分の84を乗じた額となっているが、100分の84を乗じない額で計算されており、571,200円の過大計上となっていた。
- たな卸し資産の評価方法について、財務諸表の注記では最終仕入原価法となっているが、先入先出法で行われた。（北病院）
- 長期の医業未収金が次のとおり認められた。（北病院）
平成23年度以前の患者一部負担金（決算日現在） 321,952,088円
- 予算執行表の支出予算の項又は目の科目において、執行額が予算額を超えているものがあり、実質的に支出予算の各項又は各目の金額が流用されていたが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていないことがあった。
- 所得税の源泉徴収において、次のとおり誤りがあった。
（1）平成25年1月1日以降に開催された研修会の講師謝金について、復興特別所得税が源泉徴収されていないものがあった。（中央病院、北病院）
（2）委員会の委員に対する謝金について、給与所得として源泉徴収がされておらず、所得税法第204条による報酬・料金等として源泉徴収されていたものがあった。（北病院）
（3）弁護士報酬支払い時に所得税の源泉徴収をしていないものがあった。（北病院）

見

8 小口現金出納簿において、郵便局での払い込みのために銀行預金口座から引き出した現金の受取が記載されていた。（中央病院）
9 J R使用の出張において、往復同一区間でもかつ片道601km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていなかった。（北病院）
10 清掃業務委託契約書に会計規程第43条に規定する契約保証金に関する条項が記載されていた。（北病院）

〈注意事項〉 4件

病院機構は、県が示した5年間で平成22年度～平成26年度における中期目標を達成するため、中期計画及びそれに基づく年度計画を策定し、その推進に取り組んでいる。
地方独立行政法人に移行して3年目であり、また、中期計画の中間年となる平成24年度の業務実績に関する評価結果として、山梨県立病院機構評価委員会において、「平成24年度における中期計画の実施状況は順調である」と評価されている。
病院機構は、救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療の充実、精神科救急・急性期医療など、県の基幹病院としての政策医療の確実な実施と、質の高い医療を提供することが求められている。引き続き中期計画の着実な推進に取り組まれない。
なお、今回の監査結果において、医師等招へい事業に係る謝金について、事業実施要綱に定める手続きが行われていないものがあったことを指摘した。同要綱は、過去において病院職員（当時）による同謝金の着服事件が発覚した際に、再発防止策の一つとして策定されたものであり、その防止策が、一部とはいえ機能していないことは極めて遺憾である。
迅速かつ適切に改善を図り、県民の信頼を損なうことのないよう対処された。

監査対象団体

所管部局

監査実施日

事業の概要

社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
福祉保健部
平成25年10月8日、9日、11月27日

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

（1）第一種社会福祉事業
（ア）養護老人ホームの経営 （イ）児童養護施設の経営
（ウ）特別養護老人ホームの経営 （エ）障害者支援施設の経営
（2）第二種社会福祉事業
（ア）山梨県立総合福祉センターの経営 （イ）老人デイサービス事業の経営 （ウ）老人短期入所事業の経営 （エ）障害福祉サービス事業の経営 （オ）聴覚障害者情報提供施設の経営 （カ）老人居宅介護等事業の経営 （キ）相談支援事業の経営

財務の状況 監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。

貸借対照表

H25. 3. 31現在

(単位:円)

科目	目	決算額
I 資産の部		
1 流動資産		
普通預金	6,474,683	
未収金	1,498,960	
前払金	0	
流動資産合計	7,973,613	
2 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	2,290,244	
有価証券	480,727,520	
基本財産合計	483,017,764	
(2) 特定資産	0	
(3) その他固定資産	0	
固定資産合計	483,017,764	
資産合計	490,991,377	
負債の部		
1 流動負債	0	
2 固定負債	0	
負債合計	0	
正味財産の部		
1 指定正味財産	483,017,764	
(うち基本財産への充当額)	483,017,764	
2 一般正味財産	7,973,613	
(うち基本財産への充当額)	0	
正味財産合計	490,991,377	
負債及び正味財産合計	490,991,377	
科目	目	決算額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益	6,469,393	
基本財産運用益	260,187	
受取寄付金	6,209,206	
経常収益計	6,729,580	
(2) 経常費用		
①事業費		
(民間団体助成金)	6,320,226	
(不トクノツケ集金経費)	4,319,280	
(財団PR経費)	76,830	
(若宮真彩経費)	59,000	
(ホームセンター作成事業経費)	161,972	
(風塵化防止支援事業経費)	222,600	
②管理費	1,480,544	
経常費用計	328,167	
当期経常増減額	6,401,413	
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	81,187	
経常外収益計	81,187	
(2) 経常外費用	0	
経常外費用計	0	
当期一般正味財産増減額	6,482,600	
一般正味財産増減額	7,892,426	
一般正味財産増減額	7,973,613	
指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	6,565,924	
一般正味財産受取利息	6,469,293	
当期指定正味財産増減額	96,531	
指定正味財産増減額	482,921,233	
指定正味財産増減額	483,017,764	
指定正味財産増減額	490,991,377	

監査の結果 指導事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体 公益財団法人 山梨県林業公社

所管部署 森林環境部

監査実施日 平成25年9月25日、26日、10月18日

事業の概要 山梨県において、森林資源の造成、整備を図るとともに、森林・林業に関する普及啓発及び林業の担い手の確保育成を行い県土の緑化、保全並びに農村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(1) 分収造林及び分収育林に関する事業
(2) 森林・林業に関する普及啓発の事業
(3) 農山村における林業振興のための事業
(4) 山梨県の委託を受けて行う施設管理運営等に関する事業
(5) 山梨県林業労働センターの運営等林業の担い手確保育成に関する事業
(6) その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 燃料の継続的な売買に係る単価契約について、
(1) 軽油、灯油及びA重油の予定単価について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は明確な根拠がないまま軽油について4円、灯油については3円、A重油については2円、それぞれ予定価格を高く設定していた。
また、結果として軽油及び灯油については、積算した算出価格よりも割高な単価で契約していた。(きぼうの家)
(2) 軽油に係る予定価格の積算において、軽油引取税も含めて消費税及び地方消費税相当額を算出していた。(きぼうの家)
(3) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかった。(きぼうの家)
3 新規土地購入既存施設解体工事請負契約書、新館吸収冷温水機修理他工事請負契約書及び新館吸収冷温水機溶液熱交換器取替工事請負契約書に経理規程第59条により契約書に記載すべきとされている契約保証金に関する事項が記載されていなかった。(桃源荘)
4 レギュラーガソリンの購入契約について、支出負担行為の起票及び決裁を受けず、また、契約書も作成されないうまま納入させ、支出を行っていた。(豊寿荘)
5 物品納入、修繕等の検収について、
(1) 固定資産である芝刈り機の購入において、経理規程施行細則第42条に定める納入時の納品書がなく、また請求書にも同細則第41条第2項に定める検収年月日の記載がないため、納入日の確認ができなかった。(豊寿荘)
(2) 新館吸収冷温水機芯巻修理工事において、同細則第41条に定める検収並びに所定書類への検収年月日及び職氏名の記載、押印が行われていなかった。(桃源荘)
<注意事項> 1件

監査対象団体 公益財団法人 やまなし環境財団

所管部署 森林環境部

監査実施日 平成25年9月12日

事業の概要 環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。

(1) 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰
(2) 環境に関する普及啓発活動
(3) 民間団体による環境保全活動への支援
(4) 環境教育のための事業
(5) その他法人の目的を達成するために必要な事業

財政的援助等の内容 [出捐金] (出捐率 99.3%) 479,000,000円

固定負債合計	0	0	0	0	1,050,000
負債合計	946,203	6,711,900	1,374,444	5,782,798	
III 正味財産増減の部					
1 指定正味財産	0	0	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	0
2 一般正味財産	△ 296,234	9,227,944	1,155,521	△ 525,802	
一般正味財産合計	△ 296,234	9,227,944	1,155,521	△ 525,802	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	0
正味財産合計	△ 296,234	9,227,944	1,155,521	△ 525,802	
負債及び正味財産合計	649,969	15,939,844	2,529,965	5,256,996	

正味財産増減計算書
H24. 4. 1～H25. 3. 31 (単位:円)

科 目	全合計	分取造林事業	分取育林事業	県有林立本 計費事業	武田の任管理 受託事業
I 一般正味財産増減の部					
(1) 経常利益	1,302	1,302	0	0	0
基本財産運用利益	15,759	15,759	0	0	0
特定資産運用利益	2,136,750	0	2,136,750	0	0
事業収益	630,568,288	588,252,376	225,000	0	0
受取補助金等	7,198,105	7,198,105	0	0	0
受取補償金	167,757,963	6,000,000	0	0	0
受託事業収益	2,461,688	0	0	0	43,576,000
手数料収益	6,256,870	0	0	0	101,118
利用料収益	805,880	0	0	0	632,370
販売収益	8,581,635	0	0	0	59,700
雑収益	839,000	839,000	0	0	0
他会計から繰入金	1,560,265	240,414	0	24	292,908
雑収益	2,099,632	2,099,632	0	0	0
分取造林振替	△ 3,973,198	△ 3,973,198	0	0	0
分取育林振替	18,550	0	18,550	0	0
経常収益計	826,328,489	600,673,390	2,380,300	24	44,662,096
(2) 経常費用	411,991,579	201,586,633	0	0	39,492,672
事業費	6,000,000	6,000,000	0	0	0
分取造林施業促進事業費	78,265,904	68,729,569	243,550	164,522	3,866,867
管理費	1,404,847	1,404,847	0	0	672,780
分取交付金	2,099,632	0	0	0	302,050
法人税等	965,400	0	0	0	0
繰入金	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0
減価償却費	227,376	227,376	0	0	0
売上原価	5,194,000	277,948,416	5,437,550	207,572	44,334,189
経常費用計	506,148,738	322,724,974	△ 3,057,250	△ 207,572	327,907
経常増減額	320,179,751	277,948,416	5,437,550	207,572	44,334,189
II 指定正味財産増減の部					
(1) 経常外収益	183,482	0	183,482	0	0
引当金取崩益	183,482	0	183,482	0	0
(2) 経常外費用	6,690,039	6,690,039	0	0	0
森林除却損	564,514	0	564,514	0	0
県費入金未払利息繰入額	7,254,533	6,690,039	0	0	0
経常外費用計	△ 7,071,071	△ 6,690,039	0	0	0
当期経常外増減額	313,108,680	△ 3,438,282	0	0	327,907
当期末正味財産増減高	△ 234,850,453	△ 239,114,848	△ 6,945,807	△ 231,297	1,809,144
一般正味財産期末残高	78,358,227	△ 76,920,087	△ 10,384,089	23,749	2,137,051
基本財産運用益	1,302	1,302	0	0	0
一般正味財産への振替	1,302	1,302	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0	0	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0	0	0
III 正味財産期末残高	79,258,227	△ 77,920,087	△ 10,384,089	23,749	2,137,051

科 目	本の帳簿管理 受託事業	命田の森管理 受託事業	県民の森管理 受託事業	山梨県林業 労働センター
I 一般正味財産増減の部				
(1) 経常利益	0	0	0	0
基本財産運用利益	0	0	0	0
特定資産運用利益	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	42,090,912
受取補助金等	0	0	0	0
受取補償金	14,847,000	73,639,000	15,028,000	14,657,963
受託事業収益	0	2,323,906	36,664	0
手数料収益	0	5,624,500	0	0
利用料収益	0	736,480	9,700	0
販売収益	0	0	0	8,581,635
雑収益	160,169	504,602	359,369	0
他会計から繰入金	0	0	0	2,779
雑収益	0	0	0	0
分取造林振替	0	0	0	0
分取育林振替	0	82,828,488	15,433,733	65,343,289
経常収益計	15,007,169	82,828,488	15,433,733	65,343,289
(2) 経常費用	14,269,577	77,819,898	13,620,195	65,202,614
事業費	0	0	0	0
分取造林施業促進事業費	0	3,144,395	1,230,531	0
管理費	737,592	0	0	149,067
分取交付金	0	1,188,991	237,861	0
法人税等	0	440,800	179,500	0
繰入金	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0
売上原価	15,007,169	82,594,074	15,268,087	65,351,681
経常費用計	15,007,169	224,414	165,646	△ 8,392
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
引当金取崩益	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
森林除却損	0	0	0	0
県費入金未払利息繰入額	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	234,414	165,646	△ 8,392
当期末正味財産増減高	△ 296,234	8,993,530	999,875	△ 517,410
一般正味財産期末残高	△ 296,234	9,227,944	1,155,521	△ 525,802
II 指定正味財産増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
基本財産運用益	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	△ 296,234	9,227,944	1,155,521	△ 525,802

監査の結果

[指図書事項] なし

1 郵便切手及び印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていないなかった。

2 流動資産に計上された現金預金のうち大口定期預金で運用していた1億5千万円について、満期日到来に伴う書換の手続きが遅延していた。

満期日 平成24年9月28日 書換日 平成24年10月26日

3 委託契約書の記載に次のとおり不備があった。

(1) 自動販売機の販売委託契約書において、契約相手先を記載すべき箇所に記載がなかった。また、契約書第7条の契約解除条件に「予定数量を大幅に下回る場合」と規定されているが、予定数量に関

見	<p>（2）財務規程第37条に契約に関しては山梨県の例により行うとあるが、公園整備業務委託契約書において、契約保証金に関する記載がなかった。また、警備委託契約書において、契約保証金に関する記載及び契約年月日の記載がなかった。</p> <p><注意事項> 2件</p>
意	<p>公社は、昭和40年に設立以来、主に借入金により人工林（民有林）を整備し、土地所有者と伐採収益を分け合う分収林事業を行ってきた。</p> <p>借入金については、将来の販売収入で返済することとしていたが、木材価格の下落等により将来的に約208億円の債務超過となることが見込まれることから、県は平成23年12月に、平成24年度から平成28年度までの5年間で計画期間とする、財団法人山梨県林業公社改革プランを策定した。</p> <p>改革プランにおいては、森林整備の方向性として、皆伐による荒廃を防ぐ観点から伐期を延長した上で、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林化などの森づくりを導入することとし、県民の将来債務を抑制するため、土地所有者の理解と同意を得た上で、平成28年度までの公社の廃止と分収林管理の県への移管、分収割合の見直し及び契約期間の延長を行うこととしている。</p> <p>公社では、県の改革プランを受け、平成24年2月に公社、県及び関係団体による林業公社改革推進協議会を県下4箇所に設置するとともに、平成24年3月に財団法人山梨県林業公社改革推進計画を策定して、土地所有者への説明等を進めており、平成25年12月末の変更契約実施済み件数は、総契約件数3,377件のうち1,406件(41.6%)となっている。今後、公社として残されている3年間ですべての変更契約が締結できるよう、関係機関と協力し鋭意努力されたい。</p> <p>改革プランを実施した場合においても、公庫等からの借入金返済のための県補助金やこれまでの県貸付金の債権放棄等により167億円に及ぶ多額の県民負担が見込まれている。</p> <p>今後とも、改革プランを着実に実行し、県民負担の抑制に努められたい。</p>
<p>監査対象団体 所 管 部 局 監 査 実 施 日 事 業 の 概 要</p>	<p>公益財団法人 小佐野記念財団 観光部 平成25年8月28日 文化やスポーツなどの国際交流活動等により、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに関与することを目的とする。 (1) 国際交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助 (2) 国際交流等を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助</p>

<p>財政的援助等の内容</p>	<p>(3) 国際交流等を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布 (4) 上記のほか、法人の目的を達成するために必要な事業 [出捐金] (出捐率 93.1%) 300,000,000円</p>																																																																																																																
<p>財務の状況</p>	<p>監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。 貸借対照表 (単位:円) H25. 3. 31 正味財産増減計算書 (単位:円) H24. 4. 1～H25. 3. 31</p> <table border="1"> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td colspan="4">I 資産の部</td> </tr> <tr> <td>1 流動資産</td> <td>1,115,615</td> <td>1 一般正味財産増減の部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預金</td> <td>0</td> <td>(1) 経常増収</td> <td>2,808,171</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>0</td> <td>基本財産運用利益</td> <td>120,957</td> </tr> <tr> <td>流動資産合計</td> <td>1,115,615</td> <td>雑収入</td> <td>2,929,108</td> </tr> <tr> <td>2 固定資産</td> <td>299,950,000</td> <td>(2) 経常費用</td> <td>2,819,571</td> </tr> <tr> <td>(1) 基本財産</td> <td>21,000,000</td> <td>事業費</td> <td>2,422,551</td> </tr> <tr> <td>(2) 特定資産</td> <td>21,000,000</td> <td>管理費</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>固定事業引当資産</td> <td>0</td> <td>下償費</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>固定資産合計</td> <td>320,950,000</td> <td>経常費用計</td> <td>3,062,122</td> </tr> <tr> <td>負債の部</td> <td></td> <td>当期待常増減額</td> <td>△133,014</td> </tr> <tr> <td>1 流動負債</td> <td>53,270</td> <td>(1) 経常外収支</td> <td>2,520</td> </tr> <tr> <td>流動負債合計</td> <td>53,270</td> <td>(2) 経常外費用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2 正味財産の部</td> <td></td> <td>経常外収支</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>53,270</td> <td>通信運搬費</td> <td>2,960</td> </tr> <tr> <td>3 正味財産の部</td> <td></td> <td>消耗品費</td> <td>52,500</td> </tr> <tr> <td>1 指定正味財産</td> <td>322,013,325</td> <td>印刷製本費</td> <td>379,463</td> </tr> <tr> <td>2 一般正味財産</td> <td>△1,876,592</td> <td>賃借料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(うち当期正味財産増減額)</td> <td>323,889,907</td> <td>手数料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(うち正味財産増減引当資産)</td> <td>322,065,615</td> <td>委託費</td> <td>1,276,589</td> </tr> <tr> <td>負債及び正味財産増減合計</td> <td>322,065,615</td> <td>経常外費用計</td> <td>1,743,548</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>当期待常増減額</td> <td>△1,743,548</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>正味財産増減の部</td> <td>△1,743,548</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般正味財産増減の部</td> <td>△323,889,907</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指定正味財産増減の部</td> <td>322,013,325</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>正味財産増減の部</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>正味財産期末残高</td> <td>322,013,325</td> </tr> </table>	科目	金額	科目	数量	I 資産の部				1 流動資産	1,115,615	1 一般正味財産増減の部		現金預金	0	(1) 経常増収	2,808,171	有価証券	0	基本財産運用利益	120,957	流動資産合計	1,115,615	雑収入	2,929,108	2 固定資産	299,950,000	(2) 経常費用	2,819,571	(1) 基本財産	21,000,000	事業費	2,422,551	(2) 特定資産	21,000,000	管理費	0	固定事業引当資産	0	下償費	0	固定資産合計	320,950,000	経常費用計	3,062,122	負債の部		当期待常増減額	△133,014	1 流動負債	53,270	(1) 経常外収支	2,520	流動負債合計	53,270	(2) 経常外費用	0	2 正味財産の部		経常外収支	8,800	負債合計	53,270	通信運搬費	2,960	3 正味財産の部		消耗品費	52,500	1 指定正味財産	322,013,325	印刷製本費	379,463	2 一般正味財産	△1,876,592	賃借料	0	(うち当期正味財産増減額)	323,889,907	手数料	0	(うち正味財産増減引当資産)	322,065,615	委託費	1,276,589	負債及び正味財産増減合計	322,065,615	経常外費用計	1,743,548			当期待常増減額	△1,743,548			正味財産増減の部	△1,743,548			一般正味財産増減の部	△323,889,907			指定正味財産増減の部	322,013,325			正味財産増減の部	0			正味財産期末残高	322,013,325
科目	金額	科目	数量																																																																																																														
I 資産の部																																																																																																																	
1 流動資産	1,115,615	1 一般正味財産増減の部																																																																																																															
現金預金	0	(1) 経常増収	2,808,171																																																																																																														
有価証券	0	基本財産運用利益	120,957																																																																																																														
流動資産合計	1,115,615	雑収入	2,929,108																																																																																																														
2 固定資産	299,950,000	(2) 経常費用	2,819,571																																																																																																														
(1) 基本財産	21,000,000	事業費	2,422,551																																																																																																														
(2) 特定資産	21,000,000	管理費	0																																																																																																														
固定事業引当資産	0	下償費	0																																																																																																														
固定資産合計	320,950,000	経常費用計	3,062,122																																																																																																														
負債の部		当期待常増減額	△133,014																																																																																																														
1 流動負債	53,270	(1) 経常外収支	2,520																																																																																																														
流動負債合計	53,270	(2) 経常外費用	0																																																																																																														
2 正味財産の部		経常外収支	8,800																																																																																																														
負債合計	53,270	通信運搬費	2,960																																																																																																														
3 正味財産の部		消耗品費	52,500																																																																																																														
1 指定正味財産	322,013,325	印刷製本費	379,463																																																																																																														
2 一般正味財産	△1,876,592	賃借料	0																																																																																																														
(うち当期正味財産増減額)	323,889,907	手数料	0																																																																																																														
(うち正味財産増減引当資産)	322,065,615	委託費	1,276,589																																																																																																														
負債及び正味財産増減合計	322,065,615	経常外費用計	1,743,548																																																																																																														
		当期待常増減額	△1,743,548																																																																																																														
		正味財産増減の部	△1,743,548																																																																																																														
		一般正味財産増減の部	△323,889,907																																																																																																														
		指定正味財産増減の部	322,013,325																																																																																																														
		正味財産増減の部	0																																																																																																														
		正味財産期末残高	322,013,325																																																																																																														
<p>監査の結果</p>	<p>[指図書事項] なし [指図書事項] 1 財務諸表について、次のとおり誤りがあった。 (1) 貸借対照表において、指定正味財産3億円が一般正味財産として記載されていた。また、基本財産への充当額及び特定資産への充当額の内書が記載されていなかった。 (2) 財務諸表の注記において、「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」及び「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」が記載されていないかった。 2 国債で運用し、平成24年6月20日に満期償還された基本財産1億円について、新たな運用先として平成24年11月19日に、地方公共団体金融機構債を1億円購入しているが、償還金はその間普通預金に滞留しており、運用方法の検討と実施が遅延していた。 3 作文コンクールに係る副賞等購入費用の支払うときは、必ず領収書を提出させなければならないと規定しているが、領収書(振込金受取書)が保管されていないかった。 <注意事項> なし</p>																																																																																																																

見 基本財産の一部を円建外貨債で運用していた。財団が運用している円建外貨債は、元本の保証（円建での元本償還）があるとはいえ、利率は半年ごとに米ドル/円為替レートにより決定される変動利率であり、為替レートによっては各年度の運用収入に著しい変動を生じるおそれがある。また、為替レートの状況如何に問わず財団には解約権がなく発行主体にのみ解約権があり、償還期限が25年と長期に及んでいること等を考慮すると、運用収入を財源として実施されている公益目的事業が、継続的、安定的に行われ得るのか懸念されるところである。
基本財産の運用については、定款第2条第2項の趣旨を尊重して慎重な運用に留意されたい。

3 什器備品 その他固定資産合計	3	56,099,007
4 固定資産合計	3	51,508,724
5 負債の部 負債合計	2,337,751	960,765
6 流動負債	719,821	52,459,189
7 未払金	1,116,313	3,639,518
8 預り金	171,000	0
9 貸与引当金	538,800	3,639,518
10 未払法人税	4,781,655	0
11 流動負債合計	9,567,260	46,500
12 固定負債	9,567,260	11,667,867
13 退職給付引当金	9,567,260	11,714,367
14 固定負債合計	14,348,945	0
15 負債合計	23,916,205	0
16 正味財産の部	0	11,714,367
17 指定正味財産合計	283,133,601	15,353,885
18 一般正味財産	(250,569,500)	267,779,716
19 (うち基本財産への充当額)	283,133,601	283,133,601
20 正味財産合計	297,482,546	0
21 負債及び正味財産合計		283,133,601

22 経常収益計	56,099,007
23 (2) 経常費用	51,508,724
24 事業費	960,765
25 管理費	52,459,189
26 経常費用計	3,639,518
27 評価損益等調整前当期経常増減額	0
28 当期経常増減額	3,639,518
29 (1) 経常外収益	46,500
30 投資有価証券利息	11,667,867
31 他投資収益	11,714,367
32 (2) 経常外費用	0
33 その他の財務活動支出	0
34 経常外費用計	0
35 当期経常外増減額	0
36 当期一般正味財産増減額	15,353,885
37 一般正味財産期首残高	267,779,716
38 一般正味財産期末残高	283,133,601
39 指定正味財産増減額	0
40 当期指定正味財産期首残高	0
41 指定正味財産期末残高	0
42 正味財産期末残高	283,133,601

監査対象団体 公益財団法人 山梨県国際交流協会
 所管部局 観光部
 監査実施日 平成25年10月16日
 事業の概要 県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。
 (1) 国際交流の推進に関すること。
 (2) 国際協力の推進に関すること。
 (3) 多文化共生の推進に関すること。
 (4) 海外山梨県人会との連携に関すること。
 (5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること。
 (6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること。
 (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること。

財政的援助等の内 容	[出捐金] (出捐率79.9%) [補助金] 山梨・アイオワ青少年育成事業費補助金 2,000,000円 海外県人会等活動促進事業費補助金 960,000円 (財)山梨県国際交流協会事業費補助金 700,000円 (公施設) 山梨県立国際交流センター 指定期間 (平成21年4月1日～平成26年3月31日) 指定管理料 (平成24年度) 37,448,000円
財務の状況	監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。 貸借対照表 (単位:円) H25.3.31 正味財産増減計算書 H24.4.1～H25.3.31

監査対象団体 公益財団法人 山梨県子牛育成協会 所管部局 農政部	監査実施日 平成25年9月19日
事業の概要	山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。 (1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝 (2) 子牛の生産、育成振興事業 (3) 動物のふれあい事業に関する事業 (4) 公共育成牧場の業務受託事業 (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	[出捐金] (出捐率100.0%) (公施設) 山梨県立八ヶ岳牧場 指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料 (平成24年度) 188,603,000円 山梨県立まきば公園 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 指定管理料 (平成24年度) 16,898,859円
財務の状況	監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。 貸借対照表 (単位:円) H25.3.31 正味財産増減計算書 H24.4.1～H25.3.31

科 目	決算額	科 目	決算額
1 資産の部		1 一般正味財産の部	
1 流動資産	41,526,147	(1) 経常増減の部	
現金預金	5,380,936	経常収益	2,590,134
未収金	5,960	基本財産運用益	372,000
貯蔵品	46,913,043	受取会費	2,244,000
2 固定資産		事業収益	4,992,868
(1) 基本財産	539,000	受取補助金等	45,344,041
定期預金	250,030,500	受取委託金	330,000
投資有価証券	250,569,500	受取負担金	287,544
基本財産合計	250,569,500	雑収益	△ 7,540
(2) その他固定資産		期首切手	5,960
		期末切手	

科 目	決算額	科 目	決算額
1 資産の部		1 一般正味財産の部	
1 流動資産	24,891,028	(1) 経常増減の部	
現金預金	7,090,006	経常収益	150,000
未収金	3,054,723	基本財産運用益	205,501,859
貯蔵品		業務委託料収益	

前払費用 仮払金 流動資産合計	569,010 0 35,604,767	八ヶ岳牧場委託収益 まきほ公園委託収益 利用料収益 死亡生焼却委託業務収益 受取利息収益 雑収益 退職給付引当金取崩収益 経常収益計	188,603,000 16,998,859 41,978,430 3,436,431 686,564 1,282,579 470,866 293,406,720
(1) 基本財産 有価証券 基本財産合計	10,000,000 10,000,000 10,000,000	(2) 経常費用 事業費 その他の事業活動費 経常費用計	242,409,574 11,509,717 7,045,360 260,964,651
(2) 特定資産 退職給付引当資産 減価償却引当資産 特定資産合計	70,116,121 9,533,447 79,649,568	経常外収益計 (1) 経常外収益 未払金 預り金 流動負債合計	△7,557,931 0 0 0
(3) その他固定資産 建物 その他固定資産合計	13,462,844 13,462,844 103,112,412	(2) 経常外費用計 当期経常外増減額 当期一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高	△7,557,931 0 42,195,960 34,638,029 0
固定資産合計	138,717,179	指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高	10,000,000 10,000,000 10,000,000 44,638,029
負債の部 1 流動負債 未払金 預り金 流動負債合計	14,445,734 1,102,888 15,548,622	III 正味財産増減の部 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) 一般正味財産合計 正味財産合計 負債及び正味財産合計	0 0 0 0 10,000,000 10,000,000 44,638,029
2 退職給付引当金 賞与引当金 負債合計	70,116,121 8,414,407 78,530,528		
3 正味財産の部 正味財産合計	94,079,150		
4 指定正味財産 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) 一般正味財産合計 正味財産合計 負債及び正味財産合計	10,000,000 10,000,000 10,000,000 44,638,029 44,638,029		

監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] なし
	(1) 土地家屋調査士報酬支払い時に所得税の源泉徴収をしていなかった。 (2) 講師に対して別途支払いをした旅費について所得税の源泉徴収をしていなかった。 <注意事項> なし

監査対象団体	公益財団法人 山梨県体育協会
所管 部 局	県土整備部、教育委員会
監査実施日	平成25年9月2日、3日、10月11日
事業の概要	山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。 (1) 生涯スポーツの振興を図ること。 (2) 競技力の向上を図ること。 (3) 国民体育大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること。 (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること。 (5) スポーツ指導者を育成すること。 (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること。

財政的援助等の内容	(7) スポーツ少年団を育成すること。 (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること。 (9) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること。 (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること。 (11) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業を行うこと。 (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
財務の状況	監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。 正味財産増減計算書 H25. 3. 31 監 表 H24. 4. 1 ~ H25. 3. 31
貸借対照表	貸借対照表 H25. 3. 31 監 表 (単位: 円)
科目 目	1 資産の部 1 流動資産 (1) 現金 (2) 小口現金 (3) 普通預金 (4) 定期預金 (5) 大口定期預金 (6) 繰越商品 (7) 繰越原材料 (8) 貯蔵品 (9) 預り金 (10) 未収金 (11) 未収金 流動資産合計 2 固定資産 (1) 基本財産 国庫債券 地方公債 基金積立預金 定期預金 基本財産合計
決算額	4,408,144 153,503 382,808,185 70,069,176 10,000,000 570,386 95,986 10,975,747 15,423 180,969 7,991,216 487,250,735 130,812,061 100,007,121 42,879 40,667 230,902,729
科目 目	1 一般正味財産増減の部 (1) 経常収益 基本財産運用益 特定資産運用益 受取補助金等 受取加盟分担金 受取交付金 受取負担金 受取寄附金 受取会費 使用料収入 事業収益 受取登録料 諸収益 経常収益計 (2) 経常費用 事業費 管理費 経常費用計 評価損益等調整前当期経常増減額
決算額	2,520,409 3,510,948 854,078,039 5,590,000 2,157,700 1,066,000 2,100,000 1,510,000 192,319,331 64,171,060 8,841,100 6,001,049 1,142,905,636 1,087,033,057 14,967,683 1,102,000,740 40,904,880

(2) 特定資産	256,680,408	基本財産評価損益等	0
退職給付引当資産	211,818,430	特定資産評価損益等	0
スポーツ振興基金積立資産	20,089,245	投資有価証券評価損益等	0
県民スポーツ推進事業積立資産	2,542,541	当期経常増減額	40,904,896
日本協交付金未収額	305,000	2 経常外増減の部	
建物	56,696,311	(1) 経常外収益	
建物付属設備	24,114,300	受取補助金振替額	451,517
構築物	407,097,250	通年受取補助金	6,206,210
車両運搬具	21,465,160	通年経常収益	7,406,587
什器備品	3,512,890	経常外収益計	
ソフトウェア	570,413	(2) 経常外費用	
減価償却累計額	△ 376,279,678	建物修繕費	451,517
減価償却引当資産	22,630,613	前所属益修正損	6,560,488
特定資産合計	631,922,873	特定資産償還損	670,000
(3) その他の固定資産		繰上費用	6,236,730
建設有価証券	18,025,116	繰上費用計	13,918,755
債権	3,556,425	経常外費用計	△ 6,512,148
車両運搬具	91,276,209	当期経常外増減額	0
什器備品	△ 62,459,254	他会計振替額	34,392,748
建物付属設備	9,135,000	他事業振替額	448,775,658
リース資産	△ 7,308,000	一般正味財産増減額	483,168,406
リース資産減価償却累計額	70,089,245	一般正味財産増減額の部	
投資有価証券	2,000	指定正味財産増減額の部	
出資金	122,316,741	指定正味財産増減額の部	
その他固定資産合計	895,142,342	受取補助金等	1,497,000
固定資産合計	1,472,393,077	受取日本協助成金	1,192,000
負債の部		受取日本協交付金	305,000
1 流動負債	318,756	受取寄附金	715,489
(1) 買掛金	153,652,870	基本財産運用益	27,479
(2) 未払金	3,389,500	特定資産運用益	16,000
(3) 未払法人税等	5,317,021	一般正味財産への振替額	△ 17,535,664
(4) 前受金	7,800,272	当期指定正味財産増減額	△ 15,279,656
(5) 預り金	170,178,939	指定正味財産増減額	597,773,920
流動負債合計	234,724,528	指定正味財産期末残高	582,494,224
(1) 退職給付引当金	1,827,000	正味財産期末残高	1,065,662,630
(2) リース債務	236,551,528		
固定負債合計	406,730,447		
負債合計			
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	461,910,971		
寄付金	95,981,547		
興補助金	21,801,706		
事業費助成金	582,494,224		
指定正味財産合計	(230,550,000)		
(うち基本財産への充当額)	(351,944,224)		
(うち特定資産への充当額)	483,168,406		
2 一般正味財産	(352,728)		
(うち基本財産への充当額)	(46,254,121)		
(うち特定資産への充当額)	1,065,662,630		
正味財産合計	1,472,393,077		

監査の結果

【指図書事項】 なし

- 【指導事項】
- 法人税の決算報告書の収支差額、他会計繰入支出等が、決算書と433,351円相違していた。
 - 未収金に、長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売に係る未収金90,000円があった。
 - 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻1（549冊、6,039,000円）」について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではない。

4	退職給付引当金について、中小企業退職金共済への積立額を控除して年度末の必要額を引当金計上していたが、当該共済から支払われる運用益分については控除されなかった。そのため、退職給付引当金が、1,888,100円過大計上されていた。
5	事務決裁規程第5条第1項第9号により1件100万円以上の支出命令は事務局長の専決事項と定められているが、事務局長の決裁が行われずに支出されているものがあった。(2件、小瀬スポーツ公園) また、同規程第6条第1項第9号により1件100万円未満の支出命令は事務局長の専決事項と定められているが、事務局長の決裁が行われずに支出されているものがあった。(1件、本榎湖青少年スポーツセンター)
6	有料公園施設利用料金の現金収納金について、会計規程第8条に定められた日々の現金残高が確認できる現金出納帳が作成されていなかった。(緑が丘スポーツ公園)
7	利用料金の現金収納金について、会計規程第27条に定められた保管限度期間を超過しているものがあった。(八代射撃場・境川競技場)
8	県補助金の過剰受領6,206,210円があり、運用利息と併せ6,236,730円を県に返還していた。
9	グリーンゾング山梨ジュニアスリートトーナルサポート事業について、補助金額は補助対象経費の3分の1となっており、実績額の算定の際に千円未満の端数金額を切り上げており、補助金額が3分の1を超えているものがあった。
10	有料公園施設利用許可申請書の中に、申請日が利用日より後の日付のものがあった。(緑が丘スポーツ公園)

<注意事項> 4件

監査対象団体	財団法人 山梨県富士川地域地場産業振興センター
所管部署	観光部
監査実施日	平成25年7月16日
事業の概要	地場産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。 (1) 地場産業に係る新商品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業 (2) 地場産業に係るデザイン又はシステム開発に関する事業 (3) 地場産業に係る教育、研修及び実習に関する事業 (4) 地場産業に係る情報の収集及び提供に関する事業 (5) 地場産業に係る経営相談及び情報交流に関する事業 (6) 地場産業に係る展示、実演及び消費者への製品普及に関する事業 (7) 地場産業に係る技術指導及び技術相談に関する事業 (8) 地場産業に係る見本市等の開催に関する事業 (9) その他センターの目的を達成するため必要な事業

財政的援助等 [出捐金] (出捐率47.3%) 14,200,000円
 の内容 [補助金] (財)山梨県富士川地域地場産業振興センター運営費補助金 19,714,328円

財務の状況 監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。

貸借対照表	H25.3.31現在	(単位:円)	正味財産増減計算書	H24.4.1～H25.3.31	(単位:円)
科 目	決算額		科 目	決算額	
I 資産の部			I 一般正味財産増減の部		
1 流動資産			1 経常増減の部		
現金預金	1,610,468		(1) 経常収益計	281,828	
普通預金	0		基本財産運用収益	37,423	
手収金	1,610,468		特定資産運用収益	14,616,498	
商品	1,235,450		事業収益	45,022,414	
貸付金	0		補助金等収益	4,459,822	
流動資産合計	2,845,918		雑収益	826,010	
2 固定資産			経常収益計	13,274,881	
(1) 基本財産			指定正味財産繰替収入	78,518,876	
基本財産合計	30,000,000		(2) 経常費用	5,047,759	
(2) 特定資産			管理費	74,936,226	
退職給付特定資産	15,288,735		経常費用計	79,983,985	
減価償却引当資産	5,404,564		評価損益等調整前当期経常増減額	△1,465,109	
修繕費引当資産	5,000,000		当期経常増減額	△1,465,109	
特定資産合計	25,693,299		2 経常外増減の部	294,000	
(3) その他固定資産			(1) 経常外収益計	294,000	
建物	2,434,488,451		基本財産運用収入(過年度分)	294,000	
建物付属設備	1,961,020		(2) 経常外費用計	0	
器具備品	0		固定資産売却損失	164,193	
機械装置	0		減価償却費(過年度分)	0	
車両運搬器具	2		指定正味財産～繰替(過年度分)	129,807	
保証金	245,449,473		当引き前当期一般正味財産増減額	△1,335,302	
その他の固定資産合計	301,142,772		当期一般正味財産増減額	15,092,103	
固定資産合計	303,988,690		当期指定正味財産増減の部	13,736,801	
資産合計	3,057,456		当期一般正味財産増減の部	△13,274,881	
II 負債の部			当期指定正味財産増減の部	285,160,549	
1 流動負債			指定正味財産期末残高	285,642,469	
未払金	2,718,492				
補助金借入金	0				
仮受金	338,994				
流動負債合計	3,057,456				
2 固定負債					
退職給付引当金	0				
長期借入金	15,288,735				
固定負債合計	15,288,735				
負債合計	18,346,221				
III 正味財産の部					
1 指定正味財産	51,178,777				
国庫補助金	104,685,714				
県費補助金	86,017,714				
町補助金等	3,463				
商工団体負担金等	30,000,000				
基本財産	271,885,668				
指定正味財産合計	(30,000,000)				
(うち基本財産～の充当額)	(245,449,473)				
2 一般正味財産	13,756,801				
(うち特定資産～の充当額)	(10,404,564)				
正味財産合計	303,988,690				

監査の結果 [指摘事項] なし
 [指導事項]
 1 減価償却引当資産及び修繕等引当資産を計上していたが、計上根拠が不明であった。
 2 消費税及び法人税が貸借対照表に未払金として計上されていたかかった。
 <注意事項> 1件

監査対象団体 財団法人 山梨県郡内地域地場産業振興センター

所管部局 観光部

監査実施日 平成25年7月24日

事業の概要 郡内地域の地場産業の健全な育成及び振興を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- (1) 地場産業に係る新商品、新技術の開発研究及び試作に関する事業
- (2) 地場産業に係るデザイン及びシステム開発に関する事業
- (3) 地場産業に係る教育、研修及び実習に関する事業
- (4) 地場産業に係る需要開拓に関する事業
- (5) 地場産業に係る情報の収集及び経営の相談に関する事業
- (6) 地場産業に係る技術及び経営の相談に関する事業
- (7) 地場産業に係る国際交流に関する事業
- (8) 地場産業に係る見本市等の開催に関する事業
- (9) 公共施設の管理、運営の受託に関する事業
- (10) その他センターの目的を達成するため必要な事業

財政的援助等の内容 [出捐金] (出捐率46.5%) 13,950,000円
 [補助金] (財)山梨県郡内地域地場産業振興センター運営費補助金 16,463,783円
 山梨県郡内地域地場産業振興センター建設費高度化資金 11,385,000円
 償還金補助金
 山梨県立郡内地域産業振興センター
 指定期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日
 指定管理料 (平成24年度) 10,257,000円

財務の状況 監査対象期間の財務の状況は、次のとおりである。
 貸借対照表 (単位:円) H25.3.31現在
 正味財産増減計算書 (単位:円) H24.4.1～H25.3.31

科 目	決算額	科 目	決算額
I 資産の部		I 一般正味財産増減の部	
1 流動資産		(1) 経常収益	9,073
現金預金	21,514,007	①基本財産運用収益	15,604,833
商品	0	②特定資産運用収益	26,720,783
貯蔵品	0	③事業収益	16,601,000
貸付金	0	④補助金等収益	662,156
手収金	1,467,196	⑤市町村負担金等	1,919,769
流動資産合計	22,981,203	⑦雑収益	61,517,614
2 固定資産		経常収益計	
(1) 基本財産			
基本財産-定期預金	30,000,000		

基本財産合計	30,000,000	(2) 経常費用	0
(2) 特定資産	178,196,569	① 特定資産	0
建物	176,631	② 正ざわアーツ・インテラス事業費	833,728
建物付属設備	20,743,026	③ 新商品開発事業費	0
什器備品	0	④ 手織体験教室事業費	470,406
退職給付引当預金	0	⑤ 阿比洞給付事業費	4,905,329
減価償却引当預金	0	⑥ 指定管理委託事業費	10,783,000
特定資産合計	199,116,226	⑦ 管理費	55,297,828
(3) その他の固定資産	777,488	⑧ 経常費用計	72,250,291
構築物	52,724	当期経常増減額	△10,732,677
車両運搬具	0	2 経常外増減の部	
什器備品	1,200	(1) 経常外収益	34,717,055
出資金	831,412	① 固定資産除却抵替	34,717,055
その他固定資産合計	229,947,638	(2) 経常外費用	619,750
固定資産合計	252,928,841	① 貸付損失	3,704,885
負債の部	252,928,841	② 固定資産除却支出	0
1 流動負債	15,208,391	③ 固定資産減価償却費	31,012,170
未払金	491,700	④ 過年度減価償却費	35,336,805
未払消費税等	71,000	経常外費用計	△619,750
未払法人税等	403,802	当期経常外増減額	△11,352,427
流動負債合計	16,174,893	当期一般正味財産増減額	7,924,474
2 固定負債	0	当期一般正味財産増減額	△3,427,953
長期借入金	0	指定正味財産増減額	11,385,000
退職給付引当金	0	① 受取補助金等	11,385,000
固定負債合計	0	② 受取補助金	△35,379,211
負債合計	16,174,893	③ 一般正味財産への振替額	△12,609,211
III 正味財産の部	28,165,128	当期指定正味財産増減額	252,791,112
1 指定正味財産	115,199,913	指定正味財産増減額	240,181,901
国庫補助金	83,651,185	指定正味財産期末残高	236,753,948
県費補助金	2,100,000	III 正味財産期末残高	236,753,948
市町村負担金	229,116,226		
指定正味財産合計	(30,000,000)		
(うち基本財産への充当額)	(199,116,226)		
(うち特定資産への充当額)	7,637,722		
2 一般正味財産	(0)		
(うち基本財産への充当額)	(0)		
(うち特定資産への充当額)	(0)		
正味財産合計	236,753,948		
負債及び正味財産合計	236,753,948		

監査の結果	なし
【指摘事項】	なし
【指導事項】	なし

1 郵便切手及び郵便はがきの期末残高が貸借対照表に資産として計上されていないなかった。

2 平成24年度に貸倒処理をした未収入金（平成19年度～平成20年度の施設使用料及び施設警備料の未徴収分）のうち1先111,520円について、平成22年度以降、督促等の交渉記録が整備されていないなかった。

<注意事項> なし

監査対象団体	やまなし県民文化祭実行委員会
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成25年12月4日
財政的援助等の内容	〔補助金〕 やまなし県民文化祭開催費補助金 12,882,351円 やまなし県民文化祭開催費補助金（県民文化祭開催強化対策費） 2,787,614円

補助の目的	やまなし県民文化祭実行委員会が、県民総参加・地域間の交流・新しい文化の創造をめざし、やまなし県民文化祭を開催することに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。（県民文化祭強化対策費は、やまなし県民文化祭で行われる部門別フェスティバルを、平成25年開催の国民文化祭に向けて強化するための補助金）
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	第28回国民文化祭山梨県実行委員会
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成25年12月18日
財政的援助等の内容	〔負担金〕 第28回国民文化祭山梨県負担金 293,729,000円
負担の目的	広く国民の文化活動への参加意欲を喚起し、新しい文化の創造を促し、併せて地域文化の振興に寄与することを目的として、第28回国民文化祭山梨県実行委員会が、平成25年に第28回国民文化祭を開催するために必要となる経費を負担する。
監査の結果	なし

【指摘事項】	なし
【指導事項】	なし
1 富士の国やまなし国文祭開幕200日前イベントで使用する造形遊び資材購入において、経費の支払が遅延しているもの及び執行向いの支出限度額を超えて支出をしているものがあつた。	
2 会計規程第25条に、契約に関しては山梨県の例により行うとあるが、契約の履行確認において、検査調査の作成又は請求書、納品書等に検査検収を行った旨の記載が行われていないものが多数あつた。富士の国やまなし国文祭の都内報道機関へのPRに参加した者への謝金について、給与所得として源泉徴収されおらず、所得税法第204条による報酬・料金等として源泉徴収されていた。	
4 請求年月日の記載がない請求書により、支出しているものがあつた。（2件）	
5 平成24年度において、臨時職員（当時）による187,320円の不正出金という現金事故があつた。	
<注意事項> 1件	

監査対象団体	社会福祉法人甲西厚生会 軽費老人ホームあやめの里
所管部局	福祉保健部
監査実施日	平成25年10月22日
財政的援助等の内容	〔補助金〕 山梨県軽費老人ホーム事務費補助金 63,698,000円
補助の目的	社会福祉法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用の一部について、予算の範囲内で施設に対して補助することにより、その円滑な運営とサービスの質の向上を図ることを目的とする。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	北杜市商工会
所 管 部 局	産業労働部
監 査 実 施 日	平成25年10月28日
財政的援助等の内 容	〔補助金〕山梨県小規模事業経営支援事業費補助金 65,478,532円
補助の目的	商工会等が小規模事業者の経営の改善発達・活動支援のため行う事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的とする。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	甲斐市商工会
所 管 部 局	産業労働部
監 査 実 施 日	平成25年10月28日
財政的援助等の内 容	〔補助金〕山梨県小規模事業経営支援事業費補助金 49,717,910円
補助の目的	商工会等が小規模事業者の経営の改善発達・活動支援のため行う事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的とする。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	山梨県海外放送コンテンツ推進協議会
所 管 部 局	観光部
監 査 実 施 日	平成25年10月28日
財政的援助等の内 容	〔補助金〕海外メディア戦略推進事業費補助金 10,000,000円
補助の目的	本県の地域資源を素材とした海外向け放送コンテンツ制作等を支援して、海外への情報発信力の強化を図り、国際観光の振興や県産品の販路拡大など、やまなしブランドの海外展開を促進することを目的とする。
監査の結果	<p>〔指摘事項〕</p> <p>海外メディア戦略推進事業費補助金は、山梨県海外放送コンテンツ推進協議会（事務局は、(公社) やまなし観光推進機構及び山梨県）が行なう事業に対する補助金であるにもかかわらず、当該補助金に係る収入及び支出について、協議会とは別の団体である（公社）やまなし観光推進機構の預金口座において受け払いがされ、同機構の収入及び支出として経理されていた。</p> <p>また、当該補助金の実績報告書に添付されている収支決算書において、テレビ番組制作・放送管理費の実績額（5,000,000円×2件＝10,000,000円）の内訳の記載がなく、事業経費が補助対象経費に該当するかどうか、経費配分の変更があったかどうかについて確認できる書類が整理されていなかった。</p> <p>〔指導事項〕 なし</p> <p><注意事項> なし</p>

監査対象団体	公益社団法人 やまなし観光推進機構
所 管 部 局	観光部
監 査 実 施 日	平成25年10月28日、12月20日
財政的援助等の内 容	〔補助金〕①やまなし観光推進機構事業費補助金 92,262,320円 ②やまなし観光推進機構特別事業（信玄公祭り）補助金 30,182,000円 ③外国人観光客誘客促進おもてなしキャンペーン事業費補助金 3,173,100円
補助の目的	<p>① 本県の観光と物産の振興を推進するため、やまなし観光推進機構の運営及び事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>② やまなし観光推進機構が行う特別事業（信玄公祭り）甲州軍団出陣事業、信玄公祭り関連の各地方行事への助成事業）に必要な経費のうち、適当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。</p> <p>③ おもてなしの実践とニーズ把握により、外国人観光客の誘客促進を図るため、やまなし観光推進機構が行う外国人観光客誘客促進おもてなしキャンペーン事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>

監査の結果	<p>〔指摘事項〕</p> <p>海外メディア戦略推進事業費補助金は、(公社) やまなし観光推進機構とは別の団体である山梨県海外放送コンテンツ推進協議会（事務局は、機構及び山梨県）が行なう事業に対する補助金であるにもかかわらず、当該補助金に係る収入及び支出について、機構の預金口座において受け払いがされ、機構の収入及び支出として経理されていた。</p> <p>〔指導事項〕</p> <p>1 信玄公祭り実行委員会に対して、平成24年度信玄公祭り補助金（26,947,000円）を概算払いしていたが、支出に係る同いしが起案、回議されていなかった。</p> <p>2 平成24年度やまなし観光推進機構事業費補助金の実績額の算出において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 基本給が月額で定められている臨時職員の時間外勤務手当について、当該基本給を基礎とした時間当たり単価により算出せず、月額基本給の額を決定する上で参考とした賃金日額を元に算出していたため、実績額が過少となっていた。</p> <p>(2) 賞与に係る社会保険料について、賞与の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額を標準賞与額として保険料率を乗ずべきところ、端数を切り捨てない額に保険料率を乗じて算出していたため、実績額が過大となっていた。</p> <p><注意事項> 1件</p>
-------	--

監査対象団体	一般財団法人 山梨県消防協会
所管部局	総務部
監査実施日	平成25年9月11日、10月11日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 山梨県立防災安全センター 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 指定管理料 (平成24年度) 12,617,000円 〔補助金〕 山梨県消防団員資質向上等事業費補助金 6,522,200円
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし
監査の結果	1 清掃業務請負契約 (契約額493,500円) において、1者からの見積書徴取による随意契約により契約していたが、競争入札によらず随意契約による場合の基準をはじめとして契約を行う上での規範とすべき事項が経理規程等に規定されていたなかった。 2 平成25年3月期の消費税及び地方消費税の確定申告において、消防操法大会助成金等 (計1330,000円) を課税仕入れに計上したため控除対象仕入税額に誤りがあり、納税額が過少となっていた。 <注意事項> 1件

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
所管部局	福祉保健部
監査実施日	平成25年10月7日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 山梨県立介護実習普及センター 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 指定管理料 (平成24年度) 35,083,916円 〔補助金〕 山梨県介護福祉士等修学資金貸付事業補助金105,430,000円 山梨県社会福祉協議会運営費補助金 96,262,986円 山梨県地域福祉増進事業費補助金 64,823,000円 長寿やまなし振興事業費補助金 20,538,000円 山梨県福祉サービス向上等支援事業費 3,075,536円
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし 甲府市及び富士川町で実施した要援護者避難訓練及び福祉避難所設置運営訓練の会場設営のために貸借した物品について、貸借料が10万円以上となっていたが、経理規程施行細則第22条第3項に規定されている見積合わせを行っていなかった。 <注意事項> なし

監査対象団体	公益財団法人 キーゾ協会
所管部局	森林環境部
監査実施日	平成25年9月30日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日 指定管理料 (平成24年度) 37,000,000円

監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし
監査の結果	清掃業務委託契約 (契約額2,341,764円) において、議決書による契約締結のための決裁が、契約締結後に行われていた。また、1者からの見積書徴取による随意契約により契約していたが、競争入札によらず随意契約による場合の基準をはじめとして、契約を行う上で規範とすべき事項が経理規程等に明確に規定されていたなかった。 <注意事項> なし

監査対象団体	株式会社 清里丘の公園
所管部局	企業局
監査実施日	平成25年10月8日、11月14日
財政的援助等の内容	〈公施設〉 丘の公園 指定期間 平成16年4月1日～平成26年3月31日 指定管理料 0円 (企業局に対する納入金136,500,000円)
監査の結果	〔指摘事項〕 なし 〔指導事項〕 なし
監査の結果	1 カート点検費用及び協議会負担金について、決算日時点で未払いであったが、貸借対照表に未払金として計上されていたなかった。 2 アクリリクシート内レストランの委託業務に係る平成17年度の未収入金1,044,786円 (施設使用に伴う光熱水費) が回収困難となっていた。 <注意事項> なし

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番